

平成17年第1回瑞穂市議会定例会会議録(第2号)

平成17年3月11日(金)午後1時開議

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	教育次長	福野正
行政推進チーム 総括課長	松井善勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書	記	広瀬照泰
書	記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

3月8日、お手元に配りましたとおり、西岡一成君から瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてが提出され、受理しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 発議第 1 号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 日程第 2、発議第 1 号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本会議規則の改正につきましては、議会改革検討特別委員会の中で順次検討を重ねてまいりましたが、議会改革の主要な課題といたしまして、一般質問のより自主的な内容を深めていく、そういう立場から一問一答方式に変えていく。総括質疑も同様でございますけれども、そういうことが内容でございます。以下、賛成者 浅野楔雄議員でございます。

以下、案文を朗読させていただきまして、提案にかえさせていただきたいと思います。

瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則。

瑞穂市議会会議規則（平成15年瑞穂市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第56条を次のように改める。

第56条削除。

第64条中「第56条（質疑の回数）及び」を削る。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第 1 号は、会議規則第37条の 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、発議第1号は可決されました。

ただいま、質問及び質疑の回数制限を撤廃する内容の発議第1号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について可決されました。つきましては、一般質問に移る前に規則の公布をしたいと思います。

公布手続が完了するまで、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時18分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3番 若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

3番（若園五郎君） 3番 若園五郎でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、6点について質問させていただきます。

まず一つ目、17年度予算の主要政策について。

市長の任期もあと2年となってまいりました。その中で、17年度予算の主要施策、方針はどのようなところに置かれているかお尋ねします。

一つ、10年から20年先を見据えた17年度予算の方針は。2番、三位一体改革による国の補助金、母子保健事業、国保負担金、臨時財政対策債等の歳入減で、主要施策はどこに置かれているか。3番、主要な部分で予算削減されたところはあると思いますが、それはどういうところでございますか。予算増はどのようなところを重点に置かれているか、市長にお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 予算を編成していくときに、どのような考え方でやっているかというお尋ねだと、このように思います。

私は、任期があと2年だとか、そういう物の考え方はとっておりません。要するに、瑞穂市の財政の運用というものはどう考えるべきかという基本的な考え方に立って予算編成をしております。

まず最初に申し上げたいことは、瑞穂市の場合に、財政力がいいとか、あるいは基金が十分な形で持っておるとかいうことで、余裕があるということ、結局、その用途についていろいろ御意見がございますが、今日のそれだけの財政力を持ち、また、それだけの基金を蓄積してきた瑞穂市の財政事情というものは、先人の方々がいろんな形で努力しながら瑞穂市の将来を見据えてつくり上げていただいた体制だと思っております。それだけに、私はその体制というものを大切にしながら、これからも瑞穂市がいろんな形でまちづくりについて積極的な行動ができるようにしていく必要があるというふうに、財政の考え方については思っております。

そこで、まず財政についての基本的な各年度の予算を編成しますときに考えておりますことは、収支のバランスということであります。その場合に、収支のバランスといいましても、使います資金の中で経常的な費用と、それから建設投資的な費用と二つがあるわけございまして、その間の組み立てというものを混同してはいけないと、このように思っております。一番大切なことは、経常的な費用は絶対にバランスをとっていくと、収支のバランスを維持するんだということが一番大切だと、このように思います。

それから建設的な投資というものにつきましては、一つの事業を行いますときに瞬間的に大きな資金を必要とするわけございしますが、その施設というものが活用されていく長い期間というものがあるわけございまして、その長い期間の中での経費という視点でとらえるべきではないだろうかと、このように思っております。

経常収支のバランスをとりますときに私が一番重視いたしますのは、日常の事務を進めていく場合のコストというものを少しでも節減できないかと、事務の合理化の問題でございます。それからもう一つは、施策を絶えず見直していく、チェックをしていくということであります。現実の問題としまして、時の流れ、社会の変化の中で既に任務を終わった施策もあるでしょう

し、一時的なショックを和らげるための施策もあると思います。そのあたりを考えながら、絶えず施策を見直していく必要がある。その場合に一番難しいことは、今までやってきた政策をそのまま続けていくということは易しいんですが、それをこの施策については方向を転換していくということでやめることが最も難しいんです。新しい施策を展開していくことは比較的易しくできます。ところが、限られた一定の財政の中で求められる施策を考えれば、今までの施策というものを見直して新しい施策へと転換していくというスクラップ・アンド・ビルド方式でないと、限られた財源で対応することができないというところに施策の見直しの難しさがあるのではないだろうか、このように思うわけでございます。

今申し上げたのは歳出面での組み立ての基本でございますが、もう一つ、歳入面でどう考えるかということでございます。今まで右肩上がりの日本経済の発展していく過程の中におきましては、歳入がふえていくという視点で物事を考えることができましたから、少なくとも新しい施策を盛り込んでいくだけの歳入増というものに余力があったかと思えますけれども、これからの時代の変化を見ますと、一つの大きなトレンドとしては、歳入の増加というものを見込むのは非常に難しいと、このように思います。ただ、平成17年度単年度だけを見ました場合には、最近、経済情勢も大きく変わってきておりますというか、好転してきております関係もありまして、市税なんかでもかなりの増収が見込めるのではないかと、こんなふうにも思っておりますけれども、長期的な視点で見た場合には、歳入はふえないものという形でとらえておくのが正しいのではないだろうか、こんなふうと考えております。

それから今度、財政の運用の問題で、三位一体改革の関係、影響というものをどのように考えておるかというお話でございますが、これが実は財政の組み立てていきますときに一番私としては悩みというか、課題になっておるわけでございます。総くりり的な物事といたしましては、3兆円の補助金とか交付金をカットして、3兆円を自治体に自主財源で渡すというような形で、要するに三位一体改革を進めていこうというようなお話が出ておりますけれども、現実の問題として瑞穂市にどのような影響を与えるだろうかということ、これはやはりしっかりとらえておかなければいけないと、このように思います。

平成17年度を対象にしてみました場合に、補助金、あるいは交付金というような形で、要するに国・県・市が一定の比率で負担をし合って展開しているいろんな施策がございます。その施策に対して、国・県がどのような考え方で、どのような形で対応してくるかということを見詰めていきませんと、ただ単純に今までやってきた施策をそのまま国がやらんというのなら仕方ない、市でやれというような単純な形で対応していくということは、財政事情から見て不可能でございます。

現在の状況を申し上げますと、国・県・市、この三つの団体におきまして、お互いに一定の比率で負担をし合いながら展開しております施策は46あります。そのトータルの金額は13億

2,000万でございます。それで、市が負担しておりますのが3億5,000万。だから、大ざっぱに申し上げまして10億近いお金は国・県のお金でございます。それから、県と市で分担をして進めております施策が52ございます。そのお金がトータルで6億7,000万でございます。そして、その中で市が負担しておりますのが3億。だから3億7,000万は県費でございます。ということでトータルして申し上げますと、国・県・市で一定の比率で負担し合いながら進めております施策の瑞穂市に関係しておりますものは、17年度で約20億ということでございます。そのうちで瑞穂市が負担しておりますのが6億5,000万。だから約13億は国・県の負担でございます。国・県がその施策についての負担比率、あるいは施策というものに対しての見直しということを行った場合に、これを安易にすべて今までやってきたことだから続けようということではやると想定いたしますれば、13億の財源をいかに確保するかということについての一つの答えを持たないと対応できないということが、極論を申し上げれば言い得るわけでございます。ただ、その場合に、この補助金負担金で配付されておりましたのが、一般財源化した形で、要するに市へ自主財源という形で渡されるということでございますが、それがイコールであればいいのですけれども、現実の問題として、どのような形で瑞穂市への配分が来るかという見通しをしっかりと持たない限り、簡単にはこの施策について乗っていくことは非常に難しいのではないかと、このように思うわけでございます。

現実の問題といたしまして、17年度でも金額は小さいのですけれども、影響を既に受けつつあるいろんな施策があります。

まず国・県・市、三者で負担をし合っております施策として一例を申し上げさせていただきますれば、延長保育対策費の補助金、これは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という形で運営されておりましたが、これが補助金を国が交付金に変えたことで、県は補助金ではないということでカットいたしました。ですから、県の4分の1の分は瑞穂市が負担せざるを得ないという現象が出ております。

また、子育て短期支援事業補助金、これも今申し上げましたのと全く同じでございます、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でありましたが、これも交付金化ということで、県は補助金ではないということでカットいたしてきております。

また、保育所地域活動事業補助金、これも全く同じような形でございます、この場合はちょっと補助率が違いますが、これは3分の1ずつでございます。国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1。それで、これも同じく交付金化ということで、県はこの3分の1をカットしてまいっております。これが今年度で出ております、先ほど申し上げました国・県・市でやっております46事業のうちの一例でございますが、これからあとどのように展開されてくるかということは非常に大きな課題でございます。今年度は見送りとなりましたが、生活保護費が国が4分の3、市が4分の1という形で構築されておりますが、この4分の3の比率を国が下げる

ということを17年度から実施しようということを主張しておりましたけれども、これは次年度へ見送りということになりましたが、どのような形でこの負担比率の変更というものがされるかということも、十分に見きわめておかなければいけないと、このように思います。

県におきましても、今申し上げましたと同じような形で、県と市でやっております事業、先ほど申し上げました52事業につきましても見直しというものを積極的に進めてきておるわけでございまして、そのあたりの影響はどのようになるか、十分に見きわめていく必要があると思います。その中で、それぞれの施策について市として単独でも残していくのか、あるいはこれは申しわけないけど辛抱していただくかという選択を十分に考えていかなければいけない、このように思うわけでございます。

三位一体改革ということで国がいろいろと指摘をしております、今申し上げましたように、補助金をカットするかわりに財源を移譲してくるというような形で、要するにイコールにトータルではなるようなという動きをしておりますが、それと同時に、私どもが一番注視しなければならない事項があるわけでございます。というのは、国が各自治体の基準財政需要額といいますが、標準的にやっていく仕事としてこれぐらいのお金がかかるということではじきます数字の中でいろいろ展開して、要するに各市・町が特色を持たせながらということで展開しておりますそれぞれの事業につきましても、これは基準財政需要額では見られないということで判断をされておる事業というものが多々あります。

その一例を申し上げますと、瑞穂市が単独でやっております事業で、自治体の使う財政需要額、必要な経費ということで見ることができない事業でどんなものがあるかということも申し上げておきたいと思っております。これはだから、交付税を計算するときのベースには入れられない金でございますので、あくまでも自主的な財源を持たないとやり切れない事業でございます。まず一つが、生ごみ処理機購入の補助でございます。それから人間ドックの受診費用でございます。そのほか敬老祝い金、それから市民税なんかの前納報奨金、それから乳幼児、重度障害者等を対象とした医療費助成、農産物生産施設資材等の補助、転作奨励金というようなものが結局、目ぼしいものとして拾い出してみますとあるわけでございます。また、そのほかにも日常生活用品助成事業の補助金とか、要するにいろんな形で視察をしていただいております研修のための旅費とか、そういうものはすべて不適切だということで、自治体としての基準財政需要額の中には積算をしてくれない数字でございます。

そのあたりを十分に私どもとしては踏まえて見ていきながら、要するに国・県・市の財政関係でどのような配分になるのかということを見きわめるまでは、慎重な財政運営をしていかなければいけないと、このように考えますし、一つ一つを取り上げてみますとわずかな金額かもしれませんが、トータルの金額の百何十億という中から見れば、これぐらいのお金は何かかなるんじゃないかということもあるかもしれませんけれども、先ほども申し上げましたよ

うに、13億というものをどういうふうにしていくかという一つの考え方の中で一つ一つを十分に吟味していただきませんか、大きな財政の矛盾を来すというか、施策の矛盾を生ずる可能性があるかと、このように思います。

三位一体改革につきましてまだいろいろと申し上げたいことがございますが、この程度にさせていただきまして、次に、今年度の予算の中でふえたものは何なのか、減ったものは何なのかという御質問に対して、私の感じておりますポイントだけお話をさせていただきます。

まず歳入につきましてであります。先ほど申し上げましたように、去年あたりから景気はかなり回復してきたという関係もございまして、市税で、前年度に比べまして約3億8,000万の歳入増を見込んでおります。それから、地方譲与税で1億ほどの歳入増を見込んでおります。この地方譲与税の1億ばかりの歳入増というのは、先ほど申し上げました補助金カットに対しての税源移譲というような関連で出てくる収入でございますが、それで1億ほどの増収を見込んでおります。それからもう一つ、地方特例交付金で約1億の増を見込んでおります。これは今までのずっと一連の中で、景気対策とかいろんなことで減税をされてきておりますが、その減税補てんという形での特例交付金でございますので、そのあたりの形が整えば当然なくなっていくものかと、このように思います。

一方で、16年度に比べて大幅に減りましたものが、国の支出金約2億、それから県の支出金約1億8,000万でございます。どうしてこんなに大きな数字が減ったかということでございますけれども、この前の16年の予算編成のときにも申し上げたかと思っておりますけれども、要するに合併支援交付金ということで県から約5億、それから国から3億という枠がありました。その中で残っております枠として、県から2億、国から1億1,000、これを16年度の予算で使わせていただきました。これですべてが使用済みということで、17年度はその数字が減っていったということが最大の要素かと、このように思っております。

それから次に、歳出の面でふえたもの、減ったものということで申し上げさせていただければ、支出面で一番大きくふえておりますのが民生費でございます。2億7,000万ほどふえております。それはもう予算書で皆さんもごらんいただいておりますので、改めて申し上げるまでもないかと思っておりますが、それは保育ということで、清流みずほの保育所建設の補助、あるいは介護保険に関連した高齢者福祉関係の負担増というようなものが一つの要素としてあるわけでございます。

それから大幅に削減をさせていただいたものとしては、要するに農林費で1億4,000万ばかり減っておりますが、これは大月の土地改良で起こしました起債を繰り上げ償還しました。その結果、この償還の関係の費用がもう今度発生しないということで減っておるのでありまして、ここに繰り上げ償還をやってきた効果というものは出ておると思っております。それから教育費関係では、本田小学校の増築並びに巢南地区の中学校を初めといたしまして学校、あるいは保育所

関係の耐震工事、一連のものが完了いたしますので、約4億減るといような形で減少してまいります。

今のは款で見ましたんですけれども、節で見ますと、人件費で実は約5,000万減額になっております。しかし、人件費で5,000万減っておりますけれども、逆に賃金で4,000万ばかりふえておまして、差し引きとしては1,000万ちょっとの減にほかなっておりません。なぜそういうことになるのかということでございますけれども、特に大きな要素といたしましては、要するに保育所関係の人件費がどうしても膨れていくと、どうしてもという表現は不適切ですけれども、それは保育所でお預かりする園児の中での障害児のウエートが非常に高くなってきておまして、要するに1クラス1人の保育士で負担し切れないという状況が年々多くなってきております。そのあたりをどういう形でカバーするかということ、それから延長保育とかいろんなこともありますけれども、そういうことでどうしても必要な人員をふやさざるを得ないということがありまして、賃金で、要するに臨採の保育士なんかふえてきておるといのが一つの大きな要素になっておると、このように思っております。

職員の報酬の問題につきましてはいろいろと議論をされるところでございますが、きのうの岐阜新聞におきまして、職員数のスリム化計画というものを地方のそれぞれの自治体にも要求するという記事があって、ごらんになったかと思えます。事務事業の再編をせよ、公共施設の運用を民間に委託せよ、それから第三セクターも見直しをしようということで、職員数のスリム化を図りなさいというようなことが、一つの考え方として出てきておるといことが言われております。これにつきましては、前回の議会で御承認をいただき、これから展開していこうと考えております、株式会社でどこまでやれるかということが私どもの一つの課題ではないだろうか、このように思っております。

それと同時に、きょうの新聞にもう一つありましたですね。国家公務員の給与制度の見直し案の骨子が出ておりました。5%のダウン、それから相対的評価により4段階の査定昇給と。それから民間賃金の高い地域については、地域手当を考えていくという言い方をしておりますけれども、これも基本的に5%ダウンという言い方をしております。この場合も私は非常に難しい問題を内包しておると、このように思っております。現実、これも数日前の新聞に出ておったかと思えますけれども、全国の県民所得の数字が出ておったと思えます。そのときに全国平均は年間で180万だったかと思っております、1人当たりですね。それが東京都の場合は200万、岐阜県の場合は170万だったかと思えますけれども、その辺から見た場合に、どのように私どもが職員の給与水準をとらえていくかということも一つの大きな課題ではありますけれども、その問題よりも職員の定数をどうとらえるかということ、事務の効率化というものをどう考えるかということの方がより大事ではないだろうか、こんなふうに思っております。

それから、節で見ますと、減ったものとしては工事費関係、それから備品費関係で約5億近

く減らしております。これは先ほども申し上げましたように、耐震補強工事の環境並びに本田小学校の増設の完了ということでございます。減った中で特に皆さんにぜひ御理解をちょうだいしたいと思っておりますのは、公債費の償還金でございます。これが今年度は16年度に比べて約8,100万減っております。これは16年度中の補正とか、いろんな過程の中で財政的に余裕のある分につきましては極力繰り上げ償還をしていったということの結果ではないだろうか、こんなふうにも考えておりますが、いずれにいたしましても、長期的な視点でとらえた場合に、財政というものが十分に健全性を維持していかないことには、いろんな施策の展開というものも積極的にはできないのではないかと、このように考えておりますので、先ほどの御質問の予算編成についてどう考えているかとの御質問に対して申し上げますことは、財政というのはあくまでも健全性というものを維持しなければならないと。それで財政の使うお金については、経常的に年々同じようなペースで使っていくお金については、収支絶対にバランスを維持しなければいけないということ。公共的な投資というものは、別の視点でとらえて考えていく必要があると、こんなことを基本的な考え方で持っておりますことを申し上げさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 私は1時間の時間をいただいておりますが、非常に30分、懇切丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

私は六つの質問でございますけれども、どういう時間の配分をしていいかちょっと考えています。その中で、五つの点をお伺いしたいですけれども、簡潔にお願いします。

まず一つ、土地利用につきまして、先ほど言われました10年、20年先を見据えた考え方という中で、土地利用について旧巢南、旧穂積町のことににつきましてお尋ねします。

旧巢南につきましては農振区域、十八条とか、旧穂積町におきましては本田第二保育所というようなことで、周辺は今調整区域でございます。今回、都市計画マスタープランということで500万計上されておりますが、この内容につきましては市街化区域の用途の内容等、土地利用についての考え方だと思いますが、今御説明しました旧巢南の農振区域につきましては、市長の今後の工業導入なり、その一部農振区域を外して、工業導入とか住宅とかというような別な形で考えがあるかどうかお尋ねします。

2点目としまして、先ほどから三位一体に伴う国・県・市の交付金カットで、市の方が負担しているということでございますが、現在、瑞穂市の0歳から5歳まで、数は3,389人です。その中で市立の保育所センターの入所は1,085、私立の場合3歳から5歳ですけども714ということで、私の質問は、3歳から5歳の幼児が公立は7割、私立へ行っている方は3割ということで、非常に傾向が変わってくるようでございます。国の保育園の補助は今年度より国・県補助が廃止されるに伴いまして、官から民に移行をするということで、新年度予算も

上がっているところですが、瑞穂市の保育園の実態を調べてみますと、築年数、保育所34年、穂積保育所34年、牛牧第一保育所32年ということで非常に古くなっております。そういう絡みで、今後この事業を官から民間へ移していくかどうかということでございます。

そして4番としまして、生津ふれあい広場、巢南中央公園、大月公園と言っていますけれども、現在、非常に土地利用の中でまだされていないんですが、今後の計画はどのようにされているかということで、簡潔にお願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず土地利用の件でございますけれども、これはまちづくりということで、全体的に都市計画を基本にして土地利用計画というのは組み立てられておるわけでございますので、私はやはりその土地利用計画に基づいた形で、その地域ごとの土地は利用していただくのが一番適切ではないだろうか、このように思っております。そして、その考え方に対して、社会の変化に合わせて問題点が出てくればこの利用計画を修正していくということで、現在の利用計画の中である土地を何でもいいから使うという考え方はよくないと、このように考えております。

それから、三位一体の中で保育所の御質問でございますけれども、基本的に私が思っておりますのは、できるだけ運営をしていただけるのなら民へ移行していきたいという基本的な考え方を持っております。ただ、すべてを民に移管した場合には、一つの基本ベースになるもの、スタンダードというものがなくなりますので、一部は官で残しておいて、それを一つのスタンダードとして民が運営をしていただくというのがいいんじゃないかと、このように思いますので、官をゼロにするという考え方は持っておりません。

それから生津ふれあい広場、それから大月の運動公園のコース、この件につきましては、要するにあれだけの広大な土地でございます。利用の仕方というものはやはり十分に考えて有効な活用をしなければいけないと、このように考えておりますので、いろんな機会をとらえながら十分に議論を尽くしていただきながら、そこに一つの方向を見つけないかということをおもっておりまして、今はここでこういうことがやるとかどうとかという結論は得ておりません。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 時間もございませんので、質問の第1のまとめとしまして、市長も財源確保にはすごく努力してみえることが先ほどの御説明でよくわかりまして、新聞、あるいは所信表明で理解しました。

歳出の面につきましては、新年度予算の執行につきましては、先ほど御説明がございました事務の合理化、施策を続ける、やめるもの、やるものについてはこれをよく検討すると。もし頭出しした場合は、非常に難しいということも私としても理解しております。17年度予算の中の

特に委託料、随意契約、補助金等の見直しにつきまして、これからいろいろと議論して進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。議会の立場として、いろいろと御意見を言わせていただきたいと思います。

歳入面におきまして、経費の節減に何ができるかということでございますが、先ほど質問の中にございました土地利用計画の中で、住民の意見を聞いて修正し利用していくということでございますので、その意見は私も大賛成でございますので、よく議論していきたいと考えております。

以上で、第1問の質問ですけれども、平成17年度の主要施策について終わらせていただきます。続きまして、第2問、市単独補助事業の補助金交付要綱の制定について。

補助金交付要綱は、現在条例の中を見ても21件設けてございます。その中に3歳未満児保育施設建設事業、清流みずほ園も今度該当するかと思います。そして、農業施設建設整備事業など今後予想される事業でございます。官が実施していた事業、先ほど御説明がございました、国・県が交付税カットにより市の負担がこれからふえてくるということでございます。その辺もよく理解しました。詳細な補助基準、項目を精査し、ここで言っていますのは、今まで国が補助金がついている場合は補助単価とかという一つの基準表がございました。すべてそういうことが市の方に権限移譲され、すべて市の財政を賄うこととなりますので、今回提案しました市単独補助の補助金交付要綱の整理をしてほしいということを私は考えております。時間もございませんので、簡潔に申し上げます。市民部長、お願いします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをいたします。

市単独補助事業の補助金交付要綱の件でございますけれども、現在、市の単独補助事業といたしましては、例えば交通安全・防犯関係では交通安全事業補助金交付要綱とか、衛生関係では生ごみ処理機の購入補助金交付要綱とか、御指摘がございましたように21件、それぞれ交付要綱の制定をいたしております。この中で特に市といたしましては、市民生活や自治会活動に密接をいたしまして、発生頻度の高い事業について補助金交付規則、そして要綱を設けております。御質問いただきました未満児の保育施設建設事業、清流みずほの件でございますけれども、また農業施設建設事業、整備事業などにつきましては、市の補助金交付規則で内容を十分精査いたしまして、検討を加え対応を行っていくということになります。申請の内容によって、必要に応じて補助金交付要綱をそれぞれ制定をしていくということになります。御理解いただきますようお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 要綱につきましては、必要があればつくるという御説明ありがとうございます。

いました。

17年度予算の清流みずほ保育園の建設補助費としまして、2億3,700万が補助金として支出される予定でございます。その内訳としまして、4分の3が市、その4分の1が個人負担ということでございます。

その中で私もちょっと出してみたんですけれども、補助金交付規則がございます。これはあくまでも社会福祉法の58条ということは、特養とか社会福祉法人等の関係につきましては瑞穂市の補助金交付要綱になっていますが、もう一つ下の方の要綱とか規則をちょっと調べてみたんですけれども、先ほどから言っていますように、三位一体に伴う補助要綱が、現在、清流みずほ園につきましては予算が計上してあるにもかかわらず交付要綱が出されて、後から出すという考えもあるかと思いますが、議会側としましては、ただ予算の2億3,000万を見るだけでなく、例えば敬老事業助成金を見ますと30人まで5,000円とか、30人から50人は7,000円という形で要綱の方にきちんと明示してございます。例えば、農業関係振興補助金の交付要綱を見ますと、ここには補助率だけ10分の3と書いてありますけれども、こういうのも改正されまして、三位一体改革に伴う市の単独補助となればこの補助基準額というのをきちんと明示して、だれが見てもわかるようにしてほしいというのが私の提案でございます。

今回、そういうような形でいるんな要綱について調べてみますと、非常に、まだ合併して事務的に進んでいないように私は理解しました。そういう中で、井ノ口会の特別養護老人ホーム総工費17億円の中で、瑞穂市が助成している額は15、16を足すと6,041万、そしてさわら苑、根尾でございますが、瑞穂市が補助して、一部合併して前と後ろがございますが、平成14年と15年で5,913万円でございます。こういうのも規則とか要綱をちょっと見てみますと、ただ様式だけ載っておるだけでございます。先ほど言いましたように、そういう町の方で予算を出していくからには、そういう一つの基準なり、議会、あるいは事務レベルの方がよくわかるような形で今後も整理していただきたいんですが、市長の考え方をお尋ねします。以上です。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 補助をしますときには、私どもはただ要請があったからそのままぼんと出すというようなことはしておりません。その都度、必ず一定の判断基準を持って行ってまして、例えば県の出します補助金の何%にするというような形とか、それなりに一つの基準を持っております。ですから、やはりそのケース・ケースによって十分に考えなければいけないと思いますけれども、私どもとしましては、前例、あるいは周辺での対応の仕方、そういうようなものを参考にしながら、その都度金額を決めさせていただいているということでございまして、今の清流みずほ園の補助金の問題につきましても、これは予算措置として計上させていただきました金額でございまして、補助金額として幾らにするかということは現在でもまだ決定はしておりません。そしてまた、みずほ園にもどれだけの補助はしますということも申し

上げておりません。ですから、その辺は絶えず考えながら、規則をベースにしなが、それぞれのケースについていろいろと検討してまとめ上げているというのが実情でございます。だから、これからもそういうような形でこの問題については対応していきたいと、このように考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 第 2 問の質問のまとめとしまして、二つございます。

一つは、三位一体による国、県の補助が廃止に伴いまして、国、あるいは県の補助基準単価がデータがございません。そういう絡みで、市の方である程度の補助基準要綱を今後整備する必要がありますと思います。市長の答弁ありがとうございました。要綱を作成する中で、しっかり予算書と補助条例、規則、要綱がリンクしているようにお願いします。市長に要望します。執行部に法令審査会委員会を設置し、現在ある条例、規則、要綱等を十分精査し、早急にお願いいたします。

2 としまして、台帳の件でございますけれども、補助金を出したら、建物ですとやはり建ておればある程度のそれだけのデータが必要なので台帳の保存、そして、もちろん建物でもそうですし機械でもそうですが、事務がふえるかもわかりませんが、失礼ですがお金を出しっ放しではなくて、その財産がいつ出して幾らなのかどうかという、やはりそういう所在地、地番、いろんなことがわかるような整理をお願いしたいと思います。

第 2 質問、市の単独補助事業の交付要綱の作成については終わらせていただきます。

第 3 番、市長の土地を売却し、大野町松下電子経由の新設バス路線 J R 穂積駅バスターミナル用地になった経緯についてでございます。

市長の土地は平成 16 年 12 月 28 日に 1 億 4,300 万円で売買し、大野町から松下電子経由の J R 穂積駅バスターミナル用地になった経緯について説明を求めます。私も簡潔に質問していますので、事務方も回答を簡潔にお願いします。あと 12 分でございますのでお願いします。

議長（土屋勝義君） 青木市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 御質問にお答えする前に、取得前までのこの土地に関する経緯を少し御説明申し上げたいと思います。

この土地につきましては、前回までの議会の西岡議員の一般質問でありますとおり、駅前 3 町内の憩いの場として、ゲートボール場として、また地域、地元子ども会の活動の場所として、またあるときには行政主催のイベントの際の駐車場として利用してきたわけでございます。当土地は以前より銀行管理の土地になっておりまして、一般に売却する予定だったそうでございます。駅前、別府西町、本町の駅前 3 自治会からは、無用の用でもいいから、ぜひ市でこの土地を取得して、以前のように使用できるようにしてほしいという旨の嘆願書が提出されました。

その中で、市といたしましてその土地が本当に市として必要であるかどうかの検討を重ねてまいったところでございます。そんな折に、大野町より穂積駅への路線バスの乗り入れの申し出がございまして、この土地の活用につき再度検討を行いまして、現在のような形になったわけでございます。

穂積駅周辺の交通状況につきましては、朝・夕の通勤・通学の送迎車両による混雑に加えまして、みずほバスを初め、路線バスとして北方・穂積線と穂積・リオワールド線の2路線及び朝日大スクールバスが発着しまして、ひどく渋滞をしております危険な状態となっております。さらに、本年4月より岐阜バスによる大野・穂積線が運行されるようになれば、既に飽和状態の穂積駅周辺はさらなる交通状況の悪化が予測されるところでございます。現在の状況でも、時折、送迎の乗用車と路線バスとのトラブルが私どもの方に報告されているところでございます。ちなみに、現在の穂積駅の発着数ですが、みずほバス本田・馬場線は発着20本、全部日でございますが、牛牧・十七条線は発着18本、鷺田・船木線は発着20本、穂積・リオワールド線は発着28本、北方・穂積線は発着12本、朝日大スクールバスは発着100本で、合計198本でございます。さらに、この4月から運行予定の大野・穂積線は発着30本が予定されておまして、穂積駅の発着数は合計228本となります。さらなる交通渋滞の悪化は火を見るようでございます。市としましては、穂積駅周辺の交通渋滞緩和と市民の安全と交通事故の防止をあわせた施策としまして、仮称でございますが瑞穂ターミナルの設置となったわけでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 室長にお伺いしたいんですが、鑑定評価を入れた日にちを教えてください。その後で結構でございます。

経緯の説明につきましては、名鉄揖斐線から廃止に伴う岐阜バスに運行になった経緯につきましては、平成16年11月、名鉄沿線の市町の首長の会議と12月に沿線首長が岐阜バスに運行要請に行ったという経緯がございます。12月には、大野町長が岐阜バス社長に運行要請し、大野・穂積線を要請したということでございます。今回の費用につきましては、大野町の負担分のみでございます。500万から800万、これについてはまだ未定ですが、大体そのようでございます。

そうした中で、16年の12月定例会の最終日が12月24日金曜日でございます。先ほど御説明しましたこの土地の日付でございますが、12月28日といえば仕事納めの日でございます。いろいろと個人的な土地で、あまり私どもは言いたくないんですけれども、代位弁償ということで、地方自治法96条第1項第8号の議会の議決に付すべき財産の取得でない5,000平米以下でございます。そういう中で、最終的には、それに伴います保証債務を履行するための資産を譲渡する場合の特例の所得税法64条第2項の規定により、1月1日から12月31日までに譲渡をしない

ければ債務に充当することができないと。その場合、経費が控除できるという特例がございます。申告の期間でございますが、2月16日から3月15日という申告の計算上の譲渡がなかったかどうか、その点をどうかお願いします。以上です。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 第1点の鑑定評価でございますけれども、ちょっとそこまで質問の内容が把握して切れておりませんでしたので資料を持っておりませんが、大体去年の5月ごろに簡易評価をお願いしたかと思えます。そして、正式なる評価を12月にいたしたという記憶をいたしております。

それからちょっと途中で聞き漏らしたんですけれども、市長が税の申告のときにしたかどうかということでございますけれども、私どもではまだ、詳細については市長から報告を受けておりませんし、まだ現在のところでございますので実情がわからないのが現実でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 大変申しわけございませんが、さっきから時間のことばかり言って、あと4分でございますが大変申しわけございません。

経過でございますけれども、16年11月29日に産建の資料を見てみますと、平成18年4月に運行すると資料を出しています。大野・JR穂積線を見てみますと、大野町、そして松下電子とは書いてございませんが、図面上にそういうふうに書いてございます。また、2月2日の岐阜新聞には、大野町長、岐阜バスの社長に運行要請し、1月22日から認可申請をしているということで、その日にございますけれども、9時に大野町長と議長がうちの市長と会ってみえるんですけれども、一連の流れの資料の中で、非常に駅前開発についての中のパスターミナルは必要でございます。いろいろ事情があると思えますが、私たちは本当にこういうような断片的な流れの中で、実際には非常にいい運用の仕方というか、要するにコミュニティーバスだけは向こう、それ以外はあそこで乗るということで、非常に考え方はすばらしいですけれども、ややとすると市長さんの御説明不足で、僕らも個人的には勘違いしたんですけれども、そういうようなことでやはり議会に報告する手順と、新聞に出す手順ですね。その辺を行き違うと、僕らの情報というのはあくまでも新聞、あるいはこちらの方の委員会の資料で判断するんですけれども、結果的にはやはりそういうような誤解が私にはあったように思えます。今後、この市政の中で誤解のないよう、結果がよければよろしいんですが、必要があれば委員協議会と全協等を開催してもらって説明されればよろしいかと思えます。

私は質問したいんですが、2分しかないので終わらせていただきます。ありがとうございました。

今回の一般質問について執行部の部長、課長、担当者の方々、御親切丁寧に説明と資料提供

をしていただきました。非常に市長のお言葉で関係機関、すばらしい。尋ねに行っても、親切に説明していただきまして、本当にありがとうございました。市長に感謝申し上げます。

平成17年第1回定例会の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 1番 安藤由庸君の発言を許します。

安藤君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。先ほど議会規則の改定によりまして一問一答方式を行っていくということになったんですが、何分、持ち時間は60分しかございませんので、一括質問をさせていただきます。執行部の側にも一括で答弁をしていただきまして、なおそれで詳細の不明な点につきましては、原則に従いまして一問一答で伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

今回、通告書によりまして質問をいたしましたものは全部で5点ございます。そのうち1点は、今、若園議員の質問の中にありましたものと若干重複するところがございますが、私の聞きたい点は若干違うところにあるかと思しますので、改めてまた御答弁をいただきたいと思ます。

そのまず第1点でございますけれども、昨今、学力低下等の問題で、学校教育に対する信頼というものが若干揺らいできているんじゃないかというふうに考えております。今年度の瑞穂市の幼稚園を含めます小学校、中学校等、学校の教育に対する方針、それからスポーツ・文化・芸術等、地域の生涯学習等に関する取り組みについて、教育委員会としてはどういった方針で今年度臨まれるのか、これについて教育長のお考えをちょうだいしたいと思います。

それから第2点目でございますけれども、今、若園議員の質問に対する市長の答弁の中に本田小学校の増築工事についてというのがありました。この増築工事によりまして、それまでありました職員の駐車場が事実上ゼロになってしまったということです。現状は、本田小学校の敷地から西の方へ歩いて1分か2分ぐらいのところに市民の方がお持ちの空き地を借りておまして、その第1回目の期限が本年3月31日になっているというふうに伺っております。この土地について、まず契約の更新をして、とりあえず1年間の確保がされているのかどうか。

それからもう一つは、その土地自体はもちろん個人の持ち物でありますので、永久に借りていくということも不可能だということは、これは明らかだと思います。それにかわる土地の確保について、教育委員会としてはどれぐらいの期限をめどにして、確保について判断をしていくのかということについて伺いをいたします。

それから3点目でございますけれども、昨年12月28日に職員の研究発表会ということで、行政政策の推進チームの方から4点、それまで1年半にわたりまして研究をされてきましたテーマについて発表がありました。発表されたテーマは事務改善、子育て支援、地域防災、それ

からプロムナード事業という4点だったかと記憶をしております。その中で私が個人的に興味を持ちましたのが、このプロムナード事業ということになります。このプロムナード事業は、現在、総合センターの南から朝日大学の東側まで真っすぐな道が一つ延びているわけでありませけれども、これにかわる道路をつくったらどうかという話で研究をされてきたんだらうと思っております。私どもは、歩くというのには興味がありますもんですから、この事業が実現をされればいいなというふうに聞いておりました。

その整備については一つの要望のような形になるかと存じますけれども、平成15年の第2回の定例会の議事録を読んでおりましたら、星川議員のハリヨの保護に関する質問の答弁として、答弁の中でということになりますので前後は省きますけれども、市民部長がこういう答弁をされています。自然の生態系を保全するビオトープ空間や水と親しめる親水空間、水辺空間や河川敷を全市レベルでネットワーク化をしながらというふうになっております。今回の発表されたプロムナード事業、これが現実に動き出すということであれば、この平成15年のときの答弁にありましたネットワーク化についても盛り込むことができないかということでもあります。それについて、検討される余地がまだあるのかどうかということをお尋ねをいたします。

それから4点目でありますけれども、これはちょっと私もまだ裏づけをきちんととっていないというところで若干弱いところがあるんですけれども、この平成16年度から朝日大学の大学院の法学研究課程だったと思いますけれども、そこへ職員を1名派遣して研究をさせていくというふうに伺いました。その派遣する職員の対象年齢が28から30歳というちょっと短い年齢でと聞いておまして、この派遣自体は大変いいことであるというふうに考えておりますので、もしその対象年齢が今、私が伺った範囲のところであれば、もう少しその対象年齢を上げることができないかということ。

それからもう一つは、何分大学院というところですので、その間、職員の取り扱いがどうなっていくのかと。民間企業でいうところの、いわゆる出向のような扱いにするのか、それとも休職というような格好でされているのかというような点についてお尋ねをしたいと思っております。

それから第5点目でありますけれども、これは先ほど若園議員の質問の中にありました17年度予算の主要施策という中でいろいろとお答えをいただいたところでありますけれども、市長の先ほどの答弁の中で、財政の均衡を図っていく必要があるんですというお話がありました。財政の均衡を図っていくということは大切必要なことではあるかと存じますけれども、平成15年、16年、それからこの17年と予算ベースではだんだん歳出規模が縮小されているという現状であります。歳入がないから歳出が減るというのは当然のことだらうと思いますが、であるならば、市独自として何とか歳入の手段、歳入をふやす算段は検討できないかということでお尋ねをしたいということでもあります。

以上5点質問いたしました。一括して御答弁をいただければと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） それでは1点目の御質問、教育委員会としての方針についてお答えをいたします。

3月9日に定例の教育委員会におきまして、平成17年度瑞穂市教育の方針と重点の承認をいただきました。

まず瑞穂市の目指す教育の基本的スタンスについてでございますが、「平成15年5月1日合併後、着実に歩を進め、4万9,000の市民が息づく瑞穂市、瑞穂市発展の原点を教育に求める市民の熱意と要請は極めて強い。科学技術の目覚ましい進歩、情報化、国際化、少子化、高齢化等、社会の変化は著しい。教育には、この変化への対応は欠くことができない。変化にたくましく対応できる人間の育成は、着実に進めなければならない。しかし、人間の心や生き方には、社会がどう変わろうと変えてはならない側面が多分にある。人間（個人）としての生きがいと充実感、その一方で他の人々との共生、自然への畏敬と共生、そして人間としての社会への貢献は、時代を超えて大切にされなければならない。変化への的確な対応と不易なものを尊重し、そして人間としての社会貢献、そんな瑞穂市民の豊かな市民性を培うことが瑞穂市教育の目指すところである」としました。こうした上で、平成17年度瑞穂市教育の目指す方向を、「豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進」としました。

この立場に立って、瑞穂市教育の課題を六つに整理しました。

1．社会の変化に対応して、たくましく生き抜ける生きる力を備えた児童・生徒の育成と、それを目指す魅力ある学校づくり及び教員の資質向上（学校教育振興）。2．豊かな市民性を培うライフサイクルに応じた生涯学習機会の充実（生涯学習振興）。3．生涯学習の視点に立つ地域コミュニティづくりの推進（地域コミュニティ振興）。4．心を豊かにする市民文化、芸術活動の推進と親しまれる文化施設の運営（文化振興）。5．健康で活力ある市民体育スポーツ活動の推進とそのための条件整備（スポーツ振興）。6．家庭・学校・地域社会・各種団体一体となった青少年健全育成（青少年育成）。この各項目には、それぞれに多岐多彩にわたるさまざまな問題点を抱えております。その問題点を整理し、一つ一つきめ細かに具体的な動きづくりをしていくことが教育委員会の職務だと考えております。

この六つの課題を踏まえて、まず瑞穂市教育全体構想を作成しました。そして1の学校教育振興につきましては、瑞穂市幼稚園教育の方針と重点等、小学校、中学校教育の方針と重点、それから2、3、4、5、6につきましては瑞穂市社会教育の方針と重点としてまとめました。幼稚園、小学校・中学校教育の方針は、一人ひとりに生きる力をはぐくむ指導、学校・園の教育目標の具現に徹する学校・園経営。そして社会教育の方針、これも2点でございます。

人づくり、生涯にわたってみずからの能力を開発し、生きがいを持ち続ける市民の育成、まちづくり、共生社会を目指して、連帯感のある豊かで活力ある地域社会の醸成としました。

全体で5ページとなりました。近々、これはリーフレットにしますので、皆様方にもお届けしたいというふうに思っております。

学校教育についての平成17年度の重点施策、これは瑞穂市学力向上アクションプランの推進であります。学力低下への危惧が言われる現在、外からも高い評価を受けております瑞穂市各学校の魅力ある学校づくりを基盤にして、瑞穂市流の授業づくり、そのための教員の資質向上を目指すものとして取り組んでいきたいというふうに思っております。なお、小学校の体育振興を目指して、体育協会と連携した瑞穂市小学校陸上記録会の開催、中学校の文化振興を目指して、文化協会と連携した合唱のまちづくりコンサートの開催を新規事業として予算計上させていただいたところであります。社会教育、生涯学習の推進につきましては、地域コミュニティづくり事業を重点施策として踏まえたいと考えております。いわゆる校区活動は、地域に住む方々相互の交流、青少年健全育成という立場からも、瑞穂市が誇る事業だと考えておりますが、従来の校区単位の活動に加え、自治会単位の地域コミュニティ活動が少しずつ広がっていく方向を視野に入れて、見直しを図っていききたいと考えております。

また、瑞穂市独特の生涯学習講座、瑞穂大学寿学部、女性学部におじいちゃん、おばあちゃんも学校へ行こう推進事業を新規事業として加え、これについては1ないし2校、開講したいと考えております。

なお、体育振興のための体育施設の有効活用、文化振興のための文化施設の有効活用、これも大きな課題だと考えております。いろいろな方から御意見をいただく機会として、体育振興懇談会（仮称）、文化振興懇談会（仮称）を開催し、意見等を社会教育委員の会に持ち上げていく、そういった仕組みづくりについて検討していききたいと考えております。以上であります。

議長（土屋勝義君） 2点目についての回答を福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 安藤議員の2番目の質問であります、本田小学校の職員駐車場の確保についてお答えします。

校舎の増築工事に伴いまして、以前の駐車場は来客用の駐車場として10台程度の大きさになってしまいます。このため、現在借りております駐車場を来年度以降も継続するとともに、将来的には職員駐車場が必要であるため、近隣に適地を確保したいと考えております。

さらに、本田地区のコミュニティーセンター計画が近い場所に計画されておりますので、これが実現できれば、この駐車場を学校と有効的に利用することができる可能性があると考えております。

議長（土屋勝義君） 次に青木公室長、回答願います。

市長公室長（青木輝夫君） 私の方から、プロムナード道路、それから朝日大について御返答を申し上げたいと思います。

プロムナード計画は、いわゆるだれでもが町の中を自動車を気にせずに、自由に伸び伸びと

行き来できる道路を張りめぐらせる歩行者専用道路の設置を目指した計画でございます。この道路の張りめぐらせの中に、水辺のネットワークが生まれてくると考えます。

新市建設計画の中に、快適な交流都市の創造、水と緑の環境づくりの項目の中に、長良川、揖斐川、犀川、糸貫川、天王川などといった豊富な河川に恵まれた環境を生かし、自然の生態系を保全するビオトープ空間や水と親しめる親水空間を整備します。また、これらの水辺空間や河川敷を全市レベルでネットワークし、潤いや安らぎを感じることのできる環境づくりを進めます。市民と行政が一体となって美しい河川づくりに取り組みますと計画をされておるわけでございます。

これを踏まえまして、毎朝夕、昼間に、河川堤防を散策されます方々を多く見かけます。この河川堤防から他の河川堤防に、市民の方々が車等を気にすることなく、自然に親しみながら、また市民のコミュニケーションの場として散策できる歩行者優先道路を目指しまして、全市プロムナード計画に向かって行政推進調査研究チームが調査・研究を行っているところであります。その研究の成果をこの12月に発表させていただきました。今後もこのネットワークづくりにつきまして、順次事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

次に、職員の朝日大学の大学院への派遣でございますけれども、この目まぐるしく変化しつつあります地方自治に対しまして、国・県に頼ることなく自力で推し進めることのできる職員づくり、職員のレベルアップを目指しまして各種の研修への派遣をいたしておるところでございます。新年度はアカデミー等の研修のほか、朝日大学への派遣、県との人事交流として1名派遣を予定いたしておるところでございます。議員の質問には本年度となっておりますが、平成17年度より派遣をいたします職員の朝日大学大学院への派遣につきましては、対象年齢を大学卒業から35歳までとし、職員に募集をいたしました。その結果、2名の応募がございました。この2名のとも大学の試験に合格したわけでございます。この2名の話し合いによりまして、行政推進調査研究チームの野田秀樹、年齢32歳でございますが、これを派遣させることになりました。野田の職責を、現在の行政推進調査研究チームにおきまして、時期によって多少の変動はあると思ますけれども、週3日程度の大学院での学習研究、週2日程度の役所事務に励んでいただきたく、目まぐるしく変化する地方自治に対応できるようなことを学んで、それを行政にバックアップさせることを望んでいるところでございます。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私から、5点目の収入増の手段についてということでお答えをさせていただきます。

市の歳入の根幹をなすものは地方税でございます。市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税であります。これらにつきましては、すべて税法によって税率が定められております。お

のずと収入額が限られてくるということでございます。この与えられた枠内で、行政運営を考えていく必要があると考えております。先行き不透明な財政状況の中で、今後の行政運営にあっては、きめ細かな分析を行いながら費用対効果もしんしゃくし、各種事業の圧縮、見直しを図る必要があると考えております。

現在、国の三位一体改革の中で示されておりますのは、国民健康保険の国庫負担、養護老人ホーム保護費の負担金、公営住宅家賃対策等補助の一般財源化、そして義務教育費国庫負担の暫定的な減額などだけであります。そのほかの国庫補助金負担金等につきましては、ほとんどが不透明な状況であります。平成17年度では、補助金の削減、そして普通交付税の見直し、これにつきましてはほぼ横ばいということでございますけれども、そのほか臨時財政対策債23.1%の減額などによりまして、市への影響分約1億300万円の歳入減が見込まれております。現在、この歳入減につきまして、所得譲与税で削減分を補完されております。これは3年間だけでございます。これが国税から地方税へ税源移譲されてまいりますと、市の基準財政収入額への算入額が増額してまいります。これによりまして、市の普通交付税に大きな影響を及ぼすこととなります。この影響といいますのは、不交付団体へ近づくということでございます。このことは十分想定されることでありますので、今後の行政運営にあっては、各種事業の厳格な選択を行っていく必要があると考えております。

なお、平成17年度には市のマスタープランを策定する計画がございます。同時に財政計画を策定いたしまして、健全な財政運営を図るべく施策を図ってまいります。よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 安藤君。

1番（安藤由庸君） 御答弁ありがとうございました。

まず、教育長から示されました今年度の方針、大変すばらしいと、教育の素人が言うのも失礼な話かとは思いますが、ぜひその計画どおりに事が運びますればというふうに期待を持って聞いておりました。

それから、本田小学校の駐車場の確保については、平成17年度も継続使用ができるということですので、1年間は大丈夫だということなんですけれども、あとは近隣で探されるということで、いずれも早期に解決されることが求められるわけですので、ぜひいい場所があればそのところを入手されますように希望いたします。

それから、あとプロムナード事業につきましては、これはまだ具体的なルートは決めていないということですのでよろしいんでしょうか、公室長。研究発表のときは、このルートがいいのではないかとということで推進チームの方からありましたが、あれはまだ推進チームでの検討の場所というだけの認識で、今具体的な計画としてあれは示されたものではないという認識でよろし

いでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） プロムナード計画につきましては、このチームで一番初めに、瑞穂市全体にどういうふうにネットワークを引くかというまず絵をかかせております。その絵の中でどれから着手するかということを検討した結果、年末に発表させていただきましたように、まず穂積駅から別府保育所を通過して幼稚園へ向かっていくというコースを選定したということですので、全市にここをこう通したらどうだろうかという全体の路線図といえますか、それは一応基本的には組み立てております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤君。

1 番（安藤由庸君） 全体の計画はあるということでしたが、全体の計画図の中に、今の快適な交流都市計画という計画の中にありましたものが実現に向けて動くようになればというふうに思います。

また、今質問の中でも私がお話をしましたけれども、歩くということは私個人的にも好きですし、そもそも道というのは、歩くのと自動車用の道というのは全く見た目は同じですが、多分構造が違うんだらうというぐらい歩きやすさ歩きにくさというのが出てまいりますので、こういう車に頼らないようなまちづくりができればというのも私は一つ希望しておりますので、よろしく御計画の方をされますようお願いいたします。

それから、朝日大学の大学院への派遣については、ちょっと私の方の調査が不十分でありまして、実施が平成17年度、来年度からの実施だということで回答をいただきました。

この派遣については、17年度を初年度として、これから先、毎年職員を派遣していく格好で計画をしているのか、それとも何年かの周期でもって、例えば2年に1回とか3年に1回とかいう形で派遣をしていくのかというようなことと、それから今後派遣する予定の期間、10年で終わるのか15年ぐらいまで続けるのか、そういった職員の派遣の期間とか周期、そういったものについてはいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） はい、市長公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 一応、大学院につきましては2年の研修期間でございます。1名2年ということでございます。それで、私どもはぜひとも、冒頭に申しましたように職員のレベルアップを目指していきたいということで、できる限り継続をしていきたいと、かように考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） できる限りと言わずに、できれば永久にというふうに求めたいところで

ありますが。

先ほどの職員の処遇についてはどうなのかというふうにお伺いをいたしましたら、1週間のうち3日は大学院の方で講義を受ける、2日間は役所の方で仕事をするということでありました。随分1週間のうちに大学院に通う日数が少ないなということで、大学院というのと、それから小・中・高、それから大学の学部というのは随分時間割りが違うもんだなということを驚いたところであります。

今の大学院への派遣の年齢の上限ですけれども、今大学を卒業してから35歳までということで回答をいただきました。当初、私の伺ったのは28から30だということで、これも調査が不足していたということではあるんですが、この30という年齢が低いなというふうに思っておりましたので、こういった対象年齢を上げられないかという質問してみたわけです。回答いただいたのは35だということでしたが、私個人的には45歳ぐらいまで上げてはどうかと思うんですね。これはどこにそれが書いてあったかというのはよく覚えてないんです。ただ、裁判所だったか検察庁だったか、どちらかだと思うんですけれども、司法修習を終えた人がその職につくといったときの条件が、勤務できるのが定年までに10年以上あることという条件があったと思うんです。定年を見ましたら65だと書いてあったんですけれども、一般の企業並みの60で仮に定年だとして、そこから10を引きますと50になります。大学院の期間が2年ありますので、50から2を引くと48と、ちょっと切りが悪いので45歳ぐらいまでだったらどうかと思うわけですが、そこら辺まで対象年齢を上げるということをもし実施したとすると、これは人事上何か影響が出てくるようなことはありますか。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 年齢を延ばして何かあるかということですが、別にないと思います。ですけれども、やはり「鉄は熱いうちに打て」という言葉があるとおり、できるだけ頭のやわらかいうちに勉強していただきたいということで、35ということ設けたわけでございます。

〔1番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 「鉄は熱いうちに打て」ということで、なるべく若いうちがということですが、高等学校までの教育と、大学より上の部分では、学ぶという形が若干違ってくると思うんですね。高等学校まではまさに習うということになるんでしょうけれども、大学の学部以上になりますと、やっぱり研究というのが中心になってくると思います。そうすると、研究ですから自分で課題を見つけて、手段を探して結果を出し、検証するというのであれば、これは研究課題を見つけるというのが重要になってきますので、対象年齢を上げること自体は、職員の人事上の問題がなければ可能ではないかなというふうに思う次第であります。もし、今

後職員の中でも35歳を超えた年齢の中からぜひとも行きたいというような声があればそれを考慮して、市の方でもそういった職員の意見が組み入れられるようにということで御配慮いただければというふうに希望いたします。

それから最後の質問で、歳入増の手段ということを質問いたしました。総務部長の方からいろいろとお答えをいただいたわけでありまして、正直申しまして、地方自治体が歳入の増額を図るといのは、現状では八方ふさがりだろうといのは思います。市債を発行するといのは、私も借金は嫌いですので、あまりいい手段ではないだろうと。それから、合併に伴う特例債だとかいろんな対策債をやっても、結局これも借金ですからいずれ返さなきゃいけないということで、これもあまり選べる手段ではないだろうと。それからあとは、一番安直に出てくるものは、じゃあ税率を上げればどうかということになりますけれども、これも今お話の中にありました交付税に頼るといことであれば、税率を上げるといことは絶対選べないものになりますし、企業を誘致したり住民を集めるためにじゃあ下げればどうかということになると、下げてもやはり交付税が下がる原因になりますので、これも選べないということになりますと、八方ふさがりということになってしまうわけでありまして。

そうは言いましても、一つの自治体が国なり県なりに財政的な支援を頼まないでやっていくといことは、今後の地方自治のあり方を考えた場合には絶対的に必要なものだろうといふうに考えますし、それから質問の中でもお話をしましたように、歳入が減るといその条件でもって歳出が減っていくとい格好になっているわけですが、歳入増を図るといことで歳出をふやすとい方向へ持っていった方が、市民・住民の感情から見ても、厳しいんだといよりも何か改善していったぞと、よくなってきそうだとい印象を与える上にもよろしかろうといふうに考えるわけでありまして。

この歳入増の手段についてといことでお伺いをしてお答えをいただいたわけですが、質問書の中に私が書いたのは、歳入増について検討してもらえませんか、何か手段は研究できませんかと、できるできないよりも研究をする意思があるかどうかとい、これが実は私は一番聞きたいところなんです。そういったものを研究するような対応をできないかといことで、やりたいんだけどとい気持ちの程度でも結構ですからお答えをいただきたいなと思っております。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 収入増の手段ということですが、新しく新税を設けるかとか都市計画税を取るかとか、いろんなことが考えられますけれども、私の方でいろいろ話をしただけで、検討までは行っておりません。

〔1番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 検討まで行っておりませんということでしたが、ぜひとも検討していただきたい。それもなるべく市民に負担のかからない方法でということをお願いをしたいと思います。

例えば東京都で言えば、今まだ生きているかどうかわかりませんが、ホテル税のように、あれはもう泊まる人は絶対外から来る人ですので、住民から取りませんので、そういったものであるとか、河口湖ですとたしか遊漁税ですか、河口湖町だったと思いますが、ブラックバスを釣ると、その釣りの料金に税金がかかるというのがあるそうでありまして、これも基本的には外から来た人が遊ぶために払っているようなものですから、こういったような方法で歳入の増額を図れるような、そんな検討をしていただければということであります。

以上、私の方で伺いたいことはすべて終わりましたので、質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により10分ほどの休憩をいたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時12分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 篠田 徹君の発言を許します。

篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番 会派翔の会所属、篠田 徹。ただいまより一般質問をさせていただきます。

17年度の予算書を精読させていただきますと、16年度よりも当初予算の比較では、一般会計予算は16年度の123億4,500円に対して、17年度118億300万円と5億4,200万円の減額になっていますが、七つの特別会計が16年度の65億379万円に対し、17年度79億4,891万8,000円で14億4,512万8,000円の増加、企業会計である水道事業会計が16年度10億1,296万円に対し、17年度9億5,644万3,000円で5,652万4,000円の減少ということで、総合計16年度198億6,175万7,000円に対し、17年度207億836万1,000円で8億4,660万4,000円の増額予算を計上できたということは、一つには16年度に比べ3億8,676万円増加した市税のおかげではないでしょうか。そのようなことを念頭に置き、今後の自治体に課せられた課題及び責任を考えますと、一つの事柄でも多面的にとらえ、そして市民の皆さんと審議していくことが特に大事なことではないでしょうか。そのような観点から、以下の5点を質問させていただきます。

まず1点目、保育料の改定はされるのか、2点目、FMわっちとの提携について、3点目、体育施設事業（仮称）大月運動公園整備事業、生津ふれあい広場整備事業の内容、4点目、建設予定の地域コミュニティーセンターをどのようにとらえてみえるのか、5点目、市の出資による株式会社について、以上の5点を質問させていただきます。

なお、今回一問一答方式にのっとりまして、1点ずつ精査していきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

先ほど申し上げました1点目の保育料の改定について質問させていただきます。

予算書を見ますと、歳入の部で款11項02目01節03の中の保育所保育料が16年度の1億8,618万円から17年度2億722万2,000円と2,104万2,000円の増額計上となっていますが、これは人員の増加によるものなのか、保育料の値上げを見込んで計上されているものか。もし、保育料の値上げであるというのであれば、1人当たりどれぐらいの負担増になるのか。また、値上げの根拠を御説明願いたいと思います。松尾市民部長、よろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 篠田議員さんの、まず1点目の保育所の保育料の改定はされるのかということについてお答えいたします。

平成17年度の保育料の改定については、大変心苦しく思いますが、お願いしたいと考えております。現在、保育料につきましては、御存じのとおり、国の徴収基準のとおりでございます。7階層9段階でお願いしております。合併時にも一部の階層で増減をさせていただきましたが、基本的には値上げをしてございません。平成12年度に見直しをしているかと思っております。

さて、平成15年度決算の資料で現況をお話しいたしますと、保育料の徴収額は、国の示している基準額が3億5,433万6,000円に対しまして、保育料といたしまして1億7,665万5,000円の約半分をいただいております。一方、保育所の運営費はどうかと申しますと、国の示す基準が5億1,038万1,000円に対しまして6億4,653万5,000円と、27%多く使っております。そこで、今回、階層によっては30%から65%の範囲で平均的に約13.8%の増ということで、これは国の示しております基準額の約56%前後を想定いたしまして見直す予定でございます。保育所の保育料は所得の状況に応じてお願いしておりますので、その趣旨を踏まえながら、見直し幅は据え置きから月額3,800円となっております。国の運営費は最低基準の保育を維持するための経費で、保育に係る一般生活費、人件費、管理に必要な経費でありまして、国の基準に比べますと、平成15年度では約1億3,600万円多く一般財源として使っております。今回、保育料の見直しをお願いしますが、瑞穂市の保育所におきまして、豊かな感性を持ち表現する子を保育目標に、各保育所にも経営理念を持ち、より良質な保育の実施を進めてまいりますので、この辺を御理解賜りますようお願いして、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 国の基準と合わせたら大分瑞穂市は安いから上げるというようなふうに聞こえるんですけども、ややもしますと瑞穂市におきまして子育て環境をとらえたときに、乳児医療の無料化の問題等を12月議会等で皆さんが精査していただいて、御英断の中で来年度からやっていただけるということになっておるんですけども、片一方で優しくなってきた片

一方で厳しくなってくるといいますと、トータルバランス的に考えますとプラス・マイナス・ゼロということで、そこにかかわる人たちにすると一体何やったんやろうと。医療の無料化で、やっぱり福祉にも優しいまちやなあ、瑞穂市は住んでよかったまちやなあというふうに思いたいなと思ったやさきに、保育料にかかわっては国の基準に合わせて値上げだよと言われてたら、あれちょっとおかしいんじゃないかなというふうに、ややもするととらえられるんじゃないかというふうに思います。

物の資料によりますと、所得税額の平均30万円というところで見ましたときに、我が瑞穂市は全国にあります市の中で4番目に値打ちである、保育料が1万7,400円という資料があるんですけども、本当に全国の600余市ある中で4番目に安いということは、これはある意味誇れることではなかったかなと思うのが、それが国の基準に合わせて見直していくよということになるとちょっと寂しい、ちょっとどころじゃない本当に寂しい思いがあるんですけども、そこらをとらえて、部長、どうでしょうか、保育料の改定を見直されるようなお考えはございませんか。

議長（土屋勝義君） 松尾部長。

市民部長（松尾治幸君） 篠田議員さんの貴重な御意見も拝聴したわけですが、私どもで一応試算しておりますところで、今篠田議員さんが言われました国の徴収基準では、3歳以上5万8,000円が1万7,400円、それが改定の予定では2万円ということで、ここのランクでは2,600円の増ということでございます。

ちなみに全体的な平成16年4月の状況で言いますと、Dの3階層につきましては17.8%、対象者の構成比が。私の方で一番構成比が多いのがDの1階層ということでございまして、その辺がここの階層の負担増、月900円程度ということで、大変財政も苦しい折、皆様方の保護者の負担増も多くなるかとは思いますが、その辺も周辺市町村等も比較しまして、瑞穂市も相当国の基準の負担割合も低うございますので、最高、国の基準7割相当をとられる市町村等もありますので、段階的に私の方も考えておりますので、現時点ではこの改定案で実施していきたいというふうにとらえておりますので、よろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 部長、ありがとうございましたと言いたいんですけども、今の言葉に、ややもするとちょっと疑念がありますので、申し上げます。

近隣の市町村と言われましたけれども、瑞穂市全国4番目と言いましたが、隣の本巢市は全国2番目でございます。それで、そのお隣の山県市が3番目でございます。近隣と見合わせますと、今度瑞穂市が改定すると一体どうなのというふうに言われるおそれもあるかと思えます。それを確認してみえたかどうかはわからないんですが、その上に近隣と見比べましてと言

われますと、そう言われるおそれもございますので、よくよく調査をされてから御発言された方がよろしいのではないかと思います。

今の話にありましたように、本当に苦しい中にあるので、そういうことで値上げをしていくという考え方じゃなしに、やっぱり子育てを支援する部分に、今まで以上に手厚く、より完全な保育を実施するためには、先ほどの若園議員の御質問にもありましたように、保育士さん等を臨採で採用しておるよ、そういうような部分で費用がかかっておる。本来であれば、保育士1人に対して何人の子供という国の基準があらうかと思えますけれども、それ以上に瑞穂市は手厚く見ておるもんで、そこの部分で御負担をお願いしますというようなお話であれば、市民の皆様も、かかわる皆さんも納得しようかとも思うんですけれども、そこら辺のことをもう一度よく精査していただいて、御配慮をお願いしたいと思います。

これをもって、この質問については終わらせていただきたいと思います。

2点目の質問なんですけれども、FMわっちとの提携について。

市長の所信表明の中に、FMわっちと提携し、災害・緊急時の対応を図るとともに、瑞穂市の時間を毎週1時間、再放送を含める2時間を常設し、市民の立場からの必要な情報、話題の提供を行い、まちにおける協働意識の醸成を図りたいと思えますと話されました。17年度事業予算の中で900万円ほどの計上がありますが、具体的にどのような内容で展開していくおつもりか。また、緊急時において、番組内容を変更して災害情報を放送できるように、施設・人員の確保ができるのかをお聞かせ願いたい。青木公室長、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） FMわっちでございますが、これは平成14年7月に岐阜地域のコミュニティFMとして開局されたものでございます。

このコミュニティFMにつきましては、阪神・淡路大震災、新潟の中越地震の際に、避難所、ライフラインの状況などを地域の方々に細かく流し、被災地の方、親類縁者の方々の非常に心の支えになったということでございます。また、デマなどに惑わされず大変役に立った、放送が頼りになったと聞いているところでございます。当コミュニティFMにつきましてもネットを組んでおりまして、中越地震に際し、応援に社員を派遣したと聞いております。

このFMは通常時には再放送を含めまして週2回2時間の放送をいたしまして、市内の出来事、お知らせ等を盛り込んだ広報番組を提供しまして、FMの78.5メガヘルツを市民の方に親しんでいただこうと考えているところでございます。

有事の際につきましては、いつでも通常の放送を断ち切り、市のサテライトスタジオから送信をいたせるようになっております。市の庁舎にサテライトスタジオをつくって、そこから通信をいたせるようになっております。FMの受信機は大方の家庭にありますし、また車にも設置されておりまして、簡単に聞くことができるかと思います。このサテライトスタジオを市役所

第2庁舎2階に設けまして、ここより岐阜駅にありますアクティブGの本局に送信をいたしまして、水道山にありますアンテナより放送がされます。有事の際、岐阜駅のアクティブGとの中継が絶たれたとき、瑞穂市のサテライトスタジオから直接水道山のアンテナより放送ができるよう回線の構築をいたす予定でございます。放送の出力につきましては20ワットで、瑞穂市はもちろん、羽島市、安八郡、大垣市、池田町、旧本巣町の山口トンネルまでの一帯がカバーされまして、非常に鮮明に聞こえるようになっている状態でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） どうも室長、ありがとうございました。

今のお話の中で、FMラジオは大概の家庭にあるであろうということだったんですけれども、FMラジオを常時、言い方は悪いんですけれども、家事をしながら、内職しながらのながらで、本当に聞いてみえる人って多いのかなというふうに考えるんですけれども、といいますのは、FMわっち、私も聞いてはおるんですけれども、ややもすると私よりもっと若い世代、邦楽より洋楽番組が中心で流れておるような局であろうかと思うので、たとえそこに瑞穂市の時間というのがあるとしても、その時間帯には聞いてでも、例えば地震が起こった、ならFMわっちをつけないといかんわというふうに緊急時においてできるのかなという疑問がございます。

また、過去において、防災ラジオということで、何年ごろだったか忘れたんですけれども、10年ぐらい前じゃなかったかと思うんですが、そういう災害警報等が発令されたときにはFMラジオで自動的に受信ができるのを、中央防災審議会だったかと思うんですけれども、推奨して出されたということもあったかと思うんですが、そういうこと等も踏まえた上で、例えばFMに自動受信機能をつけるとか、あるいはFMラジオ、全家庭にもある、車の中にも確かについてあります。けれども、ややもするとそういう情報の得られない方々には、どのようにこのFMラジオを聞いていただくように努力するおつもりか。また、このラジオの購入に係って助成等を考えるのかお伺いしたいことと、今の防災無線のかわりの機能をここで果たそうとするのか。市内におきまして、火事があったり何かしたときに、この市役所の方に問い合わせの電話があるよということを聞いておるんですけれども、そういう折にでも、どここの地区で火災がありましたというようなことをFMわっちの方で流していただけるのか。本当に瑞穂市の防災を助ける一翼を担えることになるのか、そこら辺についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私もこのわっちというのを知るまでは全然聞いておりませんでした。こういうような放送があるということで初めて気がついたわけでございますけれども、聞いていないということは、PRが足りなかったんじゃないかなということで私も初めて知った

わけなんです、これにつきましては私どもも広報等で絶えずPRをしていかなければならないと感じているところでございます。実際始まれば、またいろんな会合等でもPR等をして、少しでも親しんでいただける番組づくりにしていきたいと考えておるわけでございます。

それで、助成金という話も出ましたけれども、大体ほとんどの家庭にあるんじゃないかなという感じをしております。普通のラジオでございますので、そんなにめちゃくちゃ高いものでもございませんし、イヤホンで聞くんだったら、この前ちょっと百均の店へ行きましたら売っておりました。そんなものをとらえてもいいじゃないかと思えますけれども、聞く方法は幾らでも出てくるかと思われま。

それから、防災無線のかわりにということでございますけれども、防災無線は防災無線の機能でございまして、どこどこで火災が発生したというまではFMわっちで流すことはできないかと思えます。やはり緊急時の放送ということで使っていきたいと思っております。また、向こうも番組がありますので、そこを断ち切るということはなかなか難しいんじゃないかと思えます。非常時の災害のときに使うということで進めてまいりたいと思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） はい、ありがとうございます。

このFMわっち、ラジオアイですね。ある意味メディアミックスという情報発信が一つの売りでないかと思うんです。このメディアミックスというのは、ラジオの放送だけじゃないよ、インターネット、あるいは各雑誌等にも利用してやっておるということであるもので、例えばサテライトスタジオの中でディスクジョッキーが放送しておるところをインターネットで生中継配信しておるというのも一つの売りじゃないかと思えます。であるとするならば、本当に災害が起きたときなんかにも、リアルタイムにネット等で流すことも可能じゃないかと思うんですが、本来であれば、それは市のインターネット等で、ある特定の人しか情報が取れないかもしれないけれども、やるべきことであって、そこらをこういうラジオ局等にもお願いできるということであるのであれば、より一層お願いしてやってほしいと思えます。

ただ1点思いますのは、これにかかわる人員をどのように養成、あるいは育成してみえるのか、あるいはこれはそういう専門のところと契約を結んでやっていかれるのか、そこらについて。といいますのは、放送されるのは1時間という限定された時間ではあると思いますが、それにかかわる取材等でかなりの日数、時間がかかるということであれば理解もされるかと思うんですけれども、ややもすると枠は取ったけれども、それだけの情報提供のものが無いよと。何か知らんけど何をやっているんやろうねということになってしまってもいけないかと思えますので、そこら辺については検討なされてみえるんでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 現状のところ、まだどういうふう運営していこうということは具体的には検討いたしておりません。できるだけ、私ども官ではつくりたくないという気はしております。と申しますのは、どうしても私どもがつくれますとかたい放送になるかと思えます。ただのお知らせでこうなりました、なりませただけで終わってしまうとリスナーの方が非常におもしろくないということで、聞かなくなります。できるだけ市民の方の意見を聞いたり、市民の方にも手伝っていただいた格好で放送ができればという考えをいたしております。

言い忘れましたが、この開局でございますけれども、9月ごろには放送ができないかなということを考えております。それまでにもう少し煮詰めてまいりたいと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 9月ごろ放送開始ということであるというふうにお聞きしましたので、それまで今の私の意見等をよく反映させていただいて、よりよい放送を願いたいと思います。

以上をもって2点目の質問は終わらせていただきます。

次、3点目、体育施設事業についてなんですけれども、（仮称）大月運動公園整備事業2万9,486平米、設計調査・設計監理委託、整備工事を9,403万5,000円、生津ふれあい広場整備事業4,578平米、監理委託、拡張工事6,325万1,000円と計上してありますが、これは大月の平米当たりが3,190円で、生津の方が平米当たり1万3,816円。両方とも公園にかかわる施設の整備事業かと思うんですけれども、4倍ぐらいの単価の開きがあるということについて、具体的な事業内の内容の説明を求めます。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） それじゃあ篠田議員の質問の3番目、大月運動公園整備事業、生津ふれあい広場整備事業の内容についてお答えします。

大月運動公園整備事業につきましては、下水道処理場、それから西部複合センターの前、それとその西の広場を総合的に整備するものであります。17年度の大月運動公園の整備事業の予算計上してありますのは、西部複合センターの前の駐車場とその周辺整備ということで、面積的には8,000平米、あるいは9,000平米程度のところです。全体を整備するというわけではありません。西部複合センター前の駐車場と、その周辺整備ということで9,103万円を計上し、さらにこの西側の広い広場の土地の整備計画を策定するための調査委託料を300万円計上しております。

次に、生津ふれあい広場整備事業につきましては、16年度に取得しました土地の整備費として6,325万円予算計上し、倉庫兼管理棟、トイレ、それから駐車場を整備する計画であります。

今後、この大月運動公園、生津ふれあい広場をどのように整備し、市民の皆さんが有効的に

活用できるかについては、今後、皆さんの意見を聞きながら方針を決めてまいりたいと考えています。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） はい、ありがとうございます。

いずれにおいても、駐車場の整備が主だよというふうに今聞こえたんですけども、例えば駐車場の整備一つをとってしましても、単にアスファルト舗装するということじゃなしに、例えばそのアスファルト舗装であっても、透水性の舗装を考えるとカラー舗装を考えると、いろんな手だてがあると思うんです。それこそ基盤整備をやっていくという部分におきまして、瑞穂市がまずもって、地球温暖化の抑止効果があると言われていた透水舗装、あるいは道路においては排水性舗装を行う、そういうことをよその市町に先立ってやっていくということが大事なことではないかと思うんですけども、そこらは都市整備部長、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいいたします。

議長（土屋勝義君） 水野部長。

都市整備部長（水野年彦君） 公共事業のまず舗装工事でございますが、多少透水性は高くなるわけですね。それと周辺の状況、要するに市街地の部分と、あるいは農振で当面行くという部分を考慮しながら適した場所へ適した工事をやっていくと。道路につきましても、最近の舗装は雨のときに水がたまらずに運転しやすいと、反射がないということで、国道、県道、市道の方も多少やっております。そのような状況の中で、考えながらやっていきたいと思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） はい、ありがとうございました。

そのように課をまたいだ部分におきましては、本当に連携をとっていただいて、よりよい設備の拡充を求めるものでございます。本当にありがとうございます。

続きまして4点目、地域コミュニティということで、今後建設が予定される地域コミュニティセンターにおいて、地域の人たちの意見を反映させるためには、いかに共同参画してもらうかが課題であると考えます。そのためにはワークショップを開催するなど、市民を呼び込み、形成合意をいただくかが課題と考えますが、いかがなものでしょうか。また、今後のコミュニティセンターの機能とはどのようなものを考えてみえるのか、松尾市民部長、よろしくお願いいいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 4点目の、篠田議員さんの建設予定の地域コミュニティセンター

をどのようにとらえているかという御質問にお答えします。

御質問の地域コミュニティーセンターにつきましては、御承知のとおり、各地にさまざまな目的を持ったコミュニティーセンターが建設されております。大きく分けますと、地域住民のコミュニケーションや地域のまちづくりの場として、趣味の研さんや仲間づくり、あるいはボランティア活動や健康づくりの場、さらには少子・高齢化社会を迎えまして、世代を超えたコミュニケーションの場などを目的としたものが建設されているのが大半であるかと思えます。

市といたしまして、今後、地域住民の皆さんの意見を伺いながら、全地域の市民の交流の場として幅広く利用される施設となるよう計画していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） はい、ありがとうございます。

私が聞きたかったのはハードですね。このコミュニティーセンターを建設するに当たって行政側から、こうやってつくってやったで、あんたら使やあというんじゃないしに、市民の人からどのように使いたい、どう活用したいか、どういうふうであるか、その議論に参加していただいて、そしてともに働いていただいて、そしてよりよい活用を求めていきたいというふうに変わっていく時代に来ておると思います。そういうこと等も踏まえて、決して上から押しつけるだけじゃないしに、本当に皆さんの意見を拝聴しながらやっていってほしいなと思っております。また、その中においてでも、やっぱり市民の人から見たときに、ややもするとちょっとそこまで考えられなかったよという部分については、行政の方が主導で考えていってほしいと思います。

例えば、そのときにコミュニティーセンターということでありまして、地域の人が触れ合うだけというふうには考えられるかもしれませんが、例えば子育て支援センターを併用するとか、お年寄りの憩いのサロンにするとか、あるいは防災機能を持って、防災センターの役目を果たす防災センターということであるのであれば、まずライフラインの確保、電気・水・ガス・通信、これがどんな災害が起ころうとも、洪水であろうと地震であろうと、思わぬ大火であろうと、本当にそれに耐え得るような施設にしていってほしいと思います。そこらを今後とも検討をよろしくお願いいたします。

続きまして5点目、最後になりますが、市の出資における株式会社について質問させていただきます。

昨年の12月補正予算の中に、市における出資会社の設立に伴う予算が計上・可決され、年度内の実行が待たれるところとなっておりますが、せんだっての3月5日のプレス発表によりま

すと人材派遣会社となっております。この人材派遣会社は、商法でいうところの定款の内容、会社組織の陣容、新聞には、社長は民間からの登用を考えておるとあったんですけども、またこの民間の方の氏名、あるいはこの方を選定された基準方法を教えてください。また、施設管理会社及びシルバー人材センターとの整合性について御答弁を、福野助役、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それでは、私の方から篠田議員についてお答えさせていただきます。

質問につきましては、市の出資による株式会社の定款及び今後の設立に向けての準備はという御質問でございます。

定款の内容を含めまして、会社の概要等について御説明を申し上げて答弁とさせていただきます。

概要としましては、商法法人を選択いたしまして、社会情勢や経済情勢に対応でき得る法人として株式会社の形態にしたいというふうでございます。それから、行政サービスの質と内容を担保する必要があるでございますので、瑞穂市が100%出資する株式会社という形をとって、株主は瑞穂市ということにしたいと思っております。そういう形ですので、瑞穂市、つまり瑞穂市長を発起人として発起設立による形で行いたいというふうに思っております。会社の商号につきましては、案でございますけれども、「みずほ公共サービス株式会社」としたいと思っております。取締役につきましては5名以内、法的には3名以上でいいんですけども、したいと思っております。監査役につきましては、法的には1名以上でいいということでございますが、2名で行きたいというふうに思っております。事務所につきましては市の公共施設に設置し、目的外使用による使用料を市に対して払っていただく形をとりたいというふうに思っております。それから、会社の発行する株式総数につきましては、総数を800株としたいと思っております。それから、1株の発行単価につきましては5万円といたしたいと思っております。会社設立に際しての発行する株式総数は200株といたしたいと思っております。そして資本金1,000万円という形になると思っております。

基本的な経営理念といたしましては、行政サービスの補完・代行を目的とする商法法人で、瑞穂市と公共団体との連携のもとに、地域社会の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的としたいと思っております。それから、その中で利益につきましてはでございますが、通常株式会社にありましては利益追求に最善を尽くすのが本来でございますが、経営理念、先ほど申しましたけれども、それに基づきまして業務遂行に当たることから、営業利益の基本的な考え方としては、必要最小限に抑えた業務の委託料及び事業の請負を設定していきたいというものでございます。それから生まれる利益の分配につきましては、基本的な考え方としては、営業利益の分配については出資者である瑞穂市に分配することを基本としたいというふうに思っております。

ます。社会的信用度をそれによって高め、将来に向けて運転資金を生み出すために、当面の間は利益を分配せずに内部留保、準備金処理ということで、それに努めて、その後資本金への組み入れを実施していったらどうかというふうに思っております。

それから事業内容につきましては、この場ではちょっと省略させていただきますが、改めてまた御確認をいただきたいというふうに思います。

準備につきましては、平成17年3月25日を設立目標に、今事務を進めさせていただいております。今後の平成17年におきましては、まず株式会社を設立させていただきまして、新会社に移行できる事業を選ばせていただいて、順次その内容を精査して実施に結びつけていきたいというふうに思っております。当初設立につきましては、デメリットにもなりますけれども、当然税金がかかってまいりますので、その分をまず確保をできるだけの事業を最初の実施し、新会社につきましては専門的な要素も要りますので、それぞれの事業をいつの時点でしていくように工夫するか、当面は、今ございます管理公社の事業の中を精査して移していきたいというようなことを思っております。

それから、シルバー人材センターとの関係というのがございましたけれども、シルバー人材センターにつきましては、私の方がどうこうするということはできませんけれども、現在ではシルバー人材センターとして活動いただく中で実施いただくということでございます。株式会社との関係についてはということですが、その辺は株式会社としては配慮していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） はい、どうも答弁ありがとうございます。

時間も20分ということで限られた時間になってきて、聞きたいことがあれもこれも山のようにあるわけなんですけれども、今の助役の答弁、本当に上手に答弁されたというふうに聞いておりました。全部的を外してくれて、事業内容はまた後日ということであったんですけれども、12月の補正予算で可決成立され、この16年度中に実行しなければならない案件について、また後日と言っておいたら一体どこで審議するんですか。内容をどう僕らは精査したらいいんですか。今度、株式会社が立ち上がったときには、何が一番デメリットとなるかということ、地方自治法第92条の2により地方公共団体の議員は地方公共団体に対して請負をする法人の役員を兼ねることができないため、設立会社の運営に直接参画できないこととなるあるんですよ。ということは今、これをつくるまでにしっかり議論しておかないと、できてしまった後は一法人となるため、本当にその経営に対していろんなことを言えなくなってしまう。しかし、それは市の100%出資の会社であるということをかんがみますと、きっちり設立される前に議論をするべきじゃないかと思えます。ただ、これにつきましても地方自治法第221条3項により市

長は設立会社の予算の執行に関して調査の上、同法第 243条の 3 第 2 項により毎事業年度、政令で定める経営状況を説明する資料を作成し、議会に提出しなければならないとあるんですが、これは説明責任を果たすだけで、それに対してあせよこうせよと言うことは、たとえ市長であろうとも、この一私企業、法人に対して口は出せないということを実にあらわしておるんじゃないかなというふうに私は判断するわけであって、であるとするのであれば、今どうして株式会社を起こさなければならないのか。

例えば、行政事務を効率化のために行おうというのであれば、今きょう、このとき現在でも、この本庁舎 3 階のある一室において、税務課の事務処理を某民間会社の人材派遣会社が行っておるという事実がございます。であるとするのであれば、なぜ市町においてやらなければならないのか、ややもすると民業圧迫になるんじゃないか、利益を出さなくてもいいんじゃないか。利益を出さなくてもいいというのはすごく優しい言葉に聞こえますけれども、本来の経済活動を考えたときには、適切な利潤・利益を得て、それをまた適切に使い、世の中にお金を回すということが経済活動の基本であると私は信じております。それを実行できないようであれば、一体どういう考え方で会社を設立するのかということになるかとも思います。また、事務効率化により、そこに事務委託をするということであれば、瑞穂市として職員の人員削減、またそれによる効果、よく言われる費用対効果、どれぐらいを想定してみえるのか、御答弁よろしくお願いたします。

まだ16分ありますので、どうぞごゆっくり、よろしくお願いたします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それでは、大分時間がございますので、抜けたらまたお答えしますので、よろしくお願いたします。

まず最初に、デメリットのお話もいただきました。デメリットにつきましては、先ほどございましたように、議会議員さんは自治法上介入できないということでございますので、入れないという問題がございますね。それからもう一つ、デメリットといたしましては、税金がかかる、払わなければならないということがデメリットかなというふうに思います。デメリットとしては、そんなことではないかと思えます。

そして、もう一つ重要なことは、篠田議員がおっしゃいましたけれども、例えば窓口事務なんかの派遣ということでございますけれども、私どもが今現在やってきました管理公社というのは民法上の法人でございます。公益法人ということになりますね。そして、今回設立しようとするのは商法上の法人、要は通常で言います株式会社という形になると思います。その民法上の会社と申しますのは、やはり制限がございます。寄附行為、その中で公益法人というのは自主事業というところに限定されてまいります。わかりやすく言いますと、派遣をするというようなものはそれにそぐわないというのが現状でございます。ということは、私どもの今管

理公社でやっておるもので言いますと、駐輪場とか、ここの総合センターのというようなものはいいのではないかというふうに思いますけれども、同じ建物でも南部コミュニティーセンターですと、自主事業という形ではなくて派遣の形になっていると思います。そして、庁舎の方もこれからは窓口業務というのも税とか、それから市民窓口なんかも今度は新しくそういうものを取り入れてやっていけることができる、そこが商法法人としてのメリットでございまして、ただ一番問題は、公益法人というのは制限がかかってしまいますので、すぐわないやつが、瑞穂市としては実行していますけど、決定的にだめだと言うんじゃないで、その問題がございまして、その一部だけできるできないということで現在は実施していますけれども、それでは一体感がないので、それを新たに商法法人にすることによって、住民の皆さんの福祉向上のサービスに向かっていくことが可能であると。そこが一番大きな原点でありまして、もうけるという意味ではございません。先ほども収益で言いましたように、見積もりにしましても、委託する内容にしましても当然精査をしまして、瑞穂市が出資 100%ということで実施するということは、住民サービスに徹底をしていくという基本でございまして、そういう意味からももうけるというんじゃないで、もちろん利益は上げるということでございましてけれども、そういう意味合いで設立すると。そこに大きな公的なサービスの意義が、今後できてくるという意味で設立するものでございまして。普通、利益追求をしていくのが本来ではございまいしょうけれども、今回の私どもの考えている商法法人というのは、そういう意味のことであるということで先ほども説明させていただいたということでございまして。

それから項目につきましては、商法法人にすることによって食い違いがたくさんございまして、今後やれるというようなものでございましてけれども、今言いましたように、当然施設利用の管理事業というのは今やっているようなものもございまして。そしてもう一つ言いますと、今後、例えば学校の用務員関係のことでもできますし、事務事業で言いますと電話交換サービスとか図書館の貸し出しとか、そういうものを支援するとか、それから学校の事務補助をするとか、窓口サービスで、わかりやすく言いますと自治体の庁舎の総合案内とか市民窓口、特に証明書とか、それから届け出入口とか、そんなものもできると思います。それからレセプトの関係もできると、そして各種証明書の作成とか、交付というようなこともできてくる。それから台帳や図面の閲覧というようなこともできていくというふうに思います。

ですから、今現在でそれをやろうとすると、公益法人としては非常に難しい問題ができる。要は派遣だけになってしまいますので、自主事業としてのやつが認められない、そういう問題が出てくる。だから、今回、切りかえるのは、それを管理公社でやって十分目的は達成したけれども、よりサービスを図るためには、分けてやるというよりも、やっぱり商法法人にしていくことが望ましい、そういう点で変えるだけでございまして。そういう意味でございまして。

あとは、また聞かれたらお答えします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田君。

2 番（篠田 徹君） このテーマの奥が深いので、私自身の自分の中に一問一答方式としても一つの問題について3回までの質問にしたいなあというふうに思っておったんですが、ちょっと今回はそういうわけにいかんということで、何でなんや、どうしてなんやというような、ちょっと聞き苦しいような質問をするようなことをまずもってお許してください。

今、助役がいろいろ言われたんですけれど、一番わからんのは定款の内容がわからんから、一体何の業務までやらせる予定なんだと。今、窓口業務、あるいは市職員が行っておるような業務はそちらへ移管するよというようなことは、漠然とはわかったんですけれども、そうしたときに、施設管理公社がやっておる寄附行為、この寄附行為というのも行政用語で、我々なじみがなかったんですけれども、俗に言われる定款にないから、それを脱法行為であるけれどやっておったということを吐露されたわけであって、ちょっとそれは言ってよかったのかなと思うんですけれども、そういうことも含めてなんです、まず一番初めに考えなければならないのは、施設管理公社でできないことをやりたいから株式会社を設立するのか、施設管理公社においては社会保険等整備が十分でないので、施設管理公社を株式会社と持っていきたいのか、まずそこから本来の一番初めの議論であったかと思うんですが、ちょっと順序が後先になってしまいましたのでお尋ねするわけです。

それと、株式会社の先進地ということで、愛知県の高浜が2003年の折にも、時の竹中経済担当相がお見えになって、地域経営の先進地ということで絶賛したとあるんですけれども、実際、高浜の業者の方はどうとらえてみえるのか。ややもすると、本当に民業圧迫で困っちゃっておるんじゃないかと。一番当初には28業務で立ち上げられたと聞いておりますが、今現在は54業務、それこそありとあらゆる部門、館内の清掃から何もかも、何でもあり、土木維持管理業、本当にすごい業務を行っておるのが現実であるんです。そうしたときに、先ほどから繰り返しますように、税金を納めないように発注を受けるので、経費が削減できるという考え方が根底にあるかと思いますが、それはややもするとマッチポンプで、市の発注工事を自分のところで受ける金額を抑え込んでおる、ある意味、究極の談合じゃないかというふうに考えるわけなんですけれども、またとりとめのないことをいっぱい言い出したので、助役の方でお答えにいかと思いますが、もう一度言います。定款の内容を教えてください。施設管理公社からの意向なのかどうなのか、教えてください。

それで、今言いましたように、株式会社を建設することによって、この会社は市からの、先ほど助役のお言葉の中に見積もりとありましたが、見積もりをしなければならないような工事を受ける予定はあるんでしょうか。この3点に絞ってお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） まず反対から答えますけど、見積もりをしてということですけども、当然市としては積算をして見積もっていくわけですけど、工事というのはまだ今あまりやっておりますけどね、公社の場合でもね。実際は、単純な業務というのを基本的にいたしております。先ほども言いましたように、私どもこれから精査していかなきゃならないというのは、今現在、公社で実施はしておりますけれども、今後やっていけるものとして、先ほども話しましたように窓口サービス等もございまして、それから施設の、例えば総合センターで言うと放送設備とか、照明もやれるとか、いろんなことがある。例えば給食だってやれるよというようなこともございまして。そして配食もやるよとか、それから自動車の管理なんか委託できるというようなこともございまして。そして、保育所の関係で言いますと、幼稚園の通園バスの運転とか、それから新しいものとしては行事なんかも行いますので、そういうイベントの企画というものも受けていけるというような、先ほどありましたように高浜の関係も含めまして、いろんなものが商法による株式会社によることによって、いろんな項目ができる。

そして、今問題でございます派遣会社みたいな人材派遣をしていくということについても堂々とできていく。それを先ほど言いましたように、定款の事業項目についてはそういうものが今後できていく可能性があるので、その中でどういうものをうちの市として取り入れていくか。

細かく言いますと、民間圧迫という話もついでに話をさせていただきますけど、この会社としては民間圧迫というようなものを基本的にやろうとしているわけではございません。例えば市民のために考えるならば、独居老人があったとか、そういうところの介護保険に入っておられる方で、大変困っているというような中で、それを有料にしても掃除に行くとか、世話をしなきゃならないものを金をいただいてそれを行うというようなことの、最終的なサービスとしてはできていくんではないかということで、定款の中にそういった事業の項目をある程度網羅した形で埋め込むと。そのほかの定款の内容については、先ほど私が発表したような内容でございますね。そういうことで、定款の主な内容については先ほど話した。事業項目については、そういうことで行きたいというふうに思っています。

先ほど言いました民間圧迫については、基本的にはどんな事例なのかわかりませんが、今現在も発注いたしております工事からいろんなことを考えましても、内容的に圧迫するようなものというのは、今のところ私の方で思いつくものはございません。そのあたりは十分、今後どういう項目をやっていくかということも精査していかなければならないというふうに思っております。

もう一つは何でしたか。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 何でしたかと言われたのであれなんですけど、もう残りも 3 分になりま

したので、一番聞きたかったことで、当初に聞いてお答えのなかったことを聞きます。

株式会社を起こすに当たって、登記しなければならないのは、会社名と定款と代表印、ここなんです。ということは、一番初めにこの問題が出てきたのは9月定例会で、議員質問によることから私たち議員の中にあからさまになってきたことじゃないかと思うんですけども、であるとするならば、もう半年間、期間がたっておるんですよ。もう今月も11日ということで、あと20日ぐらいで終わっちゃうんですけども、この会計年度で登記をしようと思うと、今現在、実はまだちょっと検討しておるんですよという、一体何だったのというふうに言われると思います。実際のところ、決まっておると僕は勝手に推量しておるんですけども、実際、だれが代表になるか、どう選定したのか、定款の内容はどうなのか、教えてください。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） ただいまの御質問につきましては、要約しますと、要はだれがなるんだというようなことではないかと。定款の内容については、先ほどお答えした中身も十分話したと思っております。それについては、私が答える内容ではない部分もございますので、市長の方からお答えいたします。

議長（土屋勝義君） 篠田君に申し上げます。時間を頭にしながら進めていただきます。

松野市長。

市長（松野幸信君） 定款につきましては、基本的に案はできております。ですから、またここで後ほど皆さんに見ていただくように、ボックスですか、そちらの方にも入れさせていただきますので、よろしく願います。

それから、だれを社長にするかという問題ですけども、端的なことを申し上げまして、民間からお願いをするといたしましても、それなりの報酬が必要でございます。ところが、その報酬に見合うだけの事業展開というものが、4月1日その時点から展開するということは現実の問題として不可能でございます。ですから、ある程度までこの株式会社の体制が整うまでは、無報酬で執務できる人間を配置して立ち上げていきたいと、このように考えております。

議長（土屋勝義君） 篠田君に申し上げます。持ち時間は終わりましたので、次に移ります。

14番 広瀬捨男君の発言を許します。

14番（広瀬捨男君） 14番 広瀬捨男君でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、瑞穂市100%出資の株式会社の設立について、2番目、多利町地内の一部土地整理について、3番、JR穂積駅の周辺整備についての3点について、一問一答方式で質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、瑞穂市100%出資の株式会社の設立についてお尋ねをいたします。

現在、管理公社は、平成9年4月、民法第34条の公益法人として財団法人穂積町施設管理公社として設立をされ、巢南町との合併により瑞穂市施設管理公社となっておりますのでござい

す。平成16年度予算額では、約1億9,000万円の事業を請け負われております。関係職員の日ごろの努力もあり、順調に成長されてきたことと思います。

昨年6月の定例議会で、棚瀬悦宏議員の施設管理公社を株式会社にしてはとの質問に対し、執行部側は、公社は市から平成15年度約1億6,000万円の事業を請け負い、公共事業の一部を担っていると。市としては、民間に外注する経費の約半額に抑えることができる。また、収益も市に戻ってくるという回答がございました。

先ほど篠田議員がうる説明をされ、私がちょっと調べたところでは、もうほとんどのことを言っておられるわけですが、ちょっと重複しておったらごめんなさい。一応自分の思ったことを述べさせていただきます。

施設管理公社で行われてきた事業の一部を、いろいろ今までの説明によりますと、株式会社に移行される理由、その基準等についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それでは一番最初に、管理公社で行われてきた事業、株式会社に移行される内容と基準についてということですが、まとめますと、管理公社をなぜ株式会社化するかにつきまして、先ほども少し触れさせていただきましたので重複するところも出てきますけれども、それはお許しいただきたいと思っておりますけれども、要は行政として出資する法人というのは、説明しましたように民法法人と商法法人のいずれかの形で設立するということができるわけですが、ですから民法法人、先ほども言いましたが、公益法人である社団とか財団、つまり現在の瑞穂市の施設管理公社そのものでございますけれども、それに当たるわけでございます。

この公益法人というのは、御承知のとおりでございますけれども、事業内容が設立目的や寄附行為、目的の範囲内の公益事業に限定されるということが公益法人と言われるゆえんでございます。

その公益事業とは何やというと、そこが一番重要なところだと思いますけれども、公益事業というのは、要は自主事業を行いなさいよというのが大きな流れであろうと思います。自主事業というのは、簡単に言うと、逆の方法で言いますと人材派遣をするということは自主事業には当たらないような少し難しい部分が出てくるよということを考慮しますと、管理公社みたいな会社については一部分はできるけれども、どうしても住民サービスのためには残ってしまうという部分が出てくるということで、多分広瀬議員も御承知だと思います。そんなことで、要は住民サービス向上のために事業を実施するのにそぐわないものだけ残そうというのも不合理な点があるという面がございます。

ですから、高浜の例もそうでございますけれども、これからのまちづくりをしていく上では、特に多角的な行政サービスというものも考えていかないと。そしてまたほかの分野へも参

入をしていくというようなこと、そしてまた将来に向けて事業を拡大していくということが現在のやつでは困難であるということですから、それをより住民の皆さんにサービス向上ができる、そういうふうを実施する会社にするには、やはり商法法人にしないと具体的にはできていかんという問題があるということで、御承知のとおりだと思います。

ですから、商法法人にすることによっていろんな業務、要は多少利益ということで、株式会社ですからしていかならんけれども、住民サービスについてはできていくということが考えられますので、先ほど御質問もございましたように、今まで管理公社でしてきましたけど、やっぱり内容を順番に精査していかないと、行うものによっては専門的な資格が要るとか、そういう問題も出てきますので、その能力がなしに実施するというわけにもいきませんので、今の管理公社の延長の中から始めなければならないという思いをいたしております。

そんなことで、基準につきましては、要は公益法人とではちょっと難しいので、できる可能性の高い、よその例を見てもできる商法法人に切りかえたいという思いでございます。それが基準でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 先ほどお聞きした中で、今年度の事業で営利法人と従来の公益法人という業務内容を案としていただいたわけですけど、金額で見るとほとんど半々だと思うんですけど、解釈によってはこれの営利法人に渡すという、今まで施設管理公社に請け負っていたのを変更するということは、今助役が言われましたように、とりあえず移行のときは持っていくというのか、それともこれがあまり今までの民法34条に、いわゆる行政官庁、岐阜県の許可を得た寄附行為に少しそぐわないという解釈なのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 言葉でいうと、そぐわない部分も出るかなあということで認識はしております。

ただ、違っているよという意味でやってきたわけではございませんけれども、非常に微妙なところがございますね。市の中でも、例えば、南部コミュニティーセンターの例を言いますと、そこに管理する人があって、そこへ管理公社から派遣しているような形にとれないこともないという部分がございます。ところが、うちとしてはそんな意味ではないよという解釈をしているわけですけども、そういうことを考えると、先ほども説明しましたが、窓口業務なんかも正々堂々と住民のサービスに寄与できる、要は住民サービスを提供できる人を派遣して、そしてその対価をいただいて経営していくことによって、より高度な職員が派遣できるし、専門的になるので、人事異動等のことを考えても問題はないということを見ると、だからそうい

う意味で商法のやつを使うといいんじゃないかという結論から来たというふうに御理解いただきたい。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） それでは、ちょっとお尋ねをするんですが、この分け方も、今過渡期のようですけど、本来ならもう少し詰めてやっていただけるといいと思いますが、先ほど市長の方もちょっと答弁が最後にありましたけれども、今後考えていくということですので、できるだけきちっと縦割りをしてもらいたいということと、シルバー人材センターのことについては、篠田議員からもお話がございましたけれども、御承知のように高浜市では株式会社の方からの取引先ということでシルバー人材センターになっておるように思いますが、その辺のところの今後の考え方はどのようにお考えか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） シルバー人材センターについては、私どもしゃちやくわけにいかん部分もあるんですけれども、シルバー人材センター自身の方針というか、それによってやっていただくということもあるし、会社自体の成り立ちも違いますので、どんなものをとということがあるので、私どもとしてはシルバー人材センターの関係と、出していけるものは出していくような協力もしていけたらというふうに思っています。人材センター自体の意思にもよるというふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） シルバー人材センターについては、私も一般質問で2、3回させていただいておるわけですが、やはりどこの市町村を見ても、当該する市の業務、波動のあるもの等々を請け負ってもらっておるところが非常に多いと思います。なぜならば、高齢者がふえる中で健康を保つというか、生きがい対策としてやはり大事なことであろうかと思えます。高齢者が健康で暮らすということは、ひいてはいろいろ今言われるんですが、いろんな福祉にしても、そしてまた国民健康保険についてもプラスになると思えますので、今後は、他市町村と云々は言いませんけれども、温かい目で少し業務を、波動的なものでもいいんですけど、定期的に与えて検討していく。それを、例えば今度の法人にということになれば、法人が取引先としてやる等々も含めて配慮していただきたいと思えます。

それから、市長にお尋ねをしますが、先日の所信表明の中で、新会社を活用すれば株式会社として公共性と経済性の二面を追求することができると言われておりますが、具体的にはどのような点について反映されるかをお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） まず私の方からお答えさせていただきたいと思います。

御質問は、株式会社を活用して公共性、経済性ということをして市長も申しておりましたけれども、そのことはどんなようなことかということになると思うんですけれども、簡単に言いますと、会社によって公的なメリットというものが出てくる、そういうものを期待してあるのかということではないかと思えます。

それを一つ一つ上げますと、まず一つは、株式会社にすることによってということじゃなしに、管理公社でもその部分は同じようであるわけなんですけれども、まず簡素・効率化の推進を図ることができると思っております。と申しますのは、今度つくります行政サービス提供の補完、代行する会社が、基本的には労働基準法の制限のみを受ける社員、普通称でいいますとパートとかそういう方のことでございますけれども、時間でいいますと例えばパートの方は1週間あるうちの30時間であるとかという制限がかかっておるし、月20日といたしますと15日以内ぐらいとかいう労働基準法による制限がかかっておりますけれども、そんなような方を働いていただいて、公共施設の管理・運営等のマネジメント、要は管理を、ばらばらでやっているやなくて一元的に行うことによって、要は今言いました基準法なんかの規制による非効率なこと、また運営の非効率性という問題が解決されてくるというふうに思えます。つまり組織の簡素化とか、それから効率化が図れる、ひいては人件費の削減、節減が見込めるというものでございます。

2番目としては、効率的な組織機構の整備ということですが、今言いました会社が一元的に請け負うことによって、市は公共施設の管理・運営について必要最小限度の人員配置で済むことになるわけでありまして、このことによりまして、市にとりましては市の、例えば職員が退職する等によって定員の適正化、そして適正な職員配置が可能となって効率的な組織・機構の整備を図ることができるというふうに思うものでございます。例えば、現状の職員というものを見てみますと、合併をいたしまして一般職員だけで今 345人おりますけれども、どのように退職していくかということを経緯を見ますと、16年度で7人ぐらい、17年度で4人、18年度で5人、19年度で5人、20年度で15人、21年度で16人というふうに、それを累計ごとに言いますと、17年度でいいますと11人になってまいりますし、それから18年度の累計で見ると16人が減るし、19年度の累計でいうと21人になってきます。それから、20年度でいいますと36人、21年度でいいますと全部で52人減っていくというようなふうになるわけでございます。そうなりますと、やめたから補充しないということではなくて、行政としては当然補充して新しい次の時代に活躍できる新しい人材を入れていかねばなりませんけど、仮に半分入れたとしても実数としては大きな数字が減ってくるということになるかと思います。現在、その適正な人数と、たしか市長も言われたと思うけど 200から 250ぐらいということに、今言いましたように機構の整備ができてくるということにも大きく役立ってくると思っております。

それから三つ目としましては、行政サービスの向上ということですが、会社の施設の設置目的、それから収益性、受益者の範囲といった施設の特徴や特色に応じて社員を雇用することができるわけでございます。それによって、市民の本意の時間帯に合わせたサービスが提供できると。それによって必要最小限の管理経費で行うことが可能になってくるということが新しく会社としてすればできてくる。例えばうちの場合は、駐輪場で3交代でできるような、それもほとんど1年中であるというような特色がございます。総合センターですと夜・昼の交代の人員配置がまたしなければならない。コミュニティーセンターではまたその時間帯ということで、新しい事業を行うにしてもそれぞれの時間に合わせて職員が派遣できたりする。それによって、住民サービスも向上するのではないかというメリットが出てくると。以上三つのような観点から、公共性というか、そして経済性というのが生まれてくるのではないかというふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今お聞きした中で、定員が退職で少しずつ減っていきますと。それに対する補充も、多少は断層が変わってくるもので当然新規採用もしていかなん。私は逆の発想で、むしろあまり外注せずに、電算化したこともあるし、いろんなことでやっているから、やはり直営でやっていく方がいいんじゃないかというのが私の意見なんですけど。ただ、高浜市なんかでも、具体的に言いますと、平成3年と、あるいは株式会社になった平成7年、そして平成15年では、1人当たりの請け負う方の経費がとんでもない、違ってくるわけです。それが中身の濃い業務かもわかりません。しかし、単価だけ見た場合では物すごくどんどんどんどんと上がっていくわけですね、1人当たりの請け負いさせるところの1年当たりの、逆算しますと。そういう点では、私も過去に外託契約をした経験があるんですけども、請け負うときは安くということがあって、この会社はちょっと違うんですけども、やはり会社経営者としてみれば当然利益をして、先ほどの話やないけど蓄積をして資本に繰り入れをしていきたいということ等も当然考えて当たり前だと思いますし、また利益が上がってきておるわけですしね、どんどんと。利益があれば、利益がなくても法人税は当然いろんな面にかかる、そしてまた利益に対してまた税金がかかると。そういうことで、大きく株式会社の方を伸ばすということについては、いろいろ考え方なんですけど、私としてはあまり、人がどっちかというふうなところにあるときに、別に今の公務員の首を切るわけではございませんので、それからいえばそんなにどんどん外注する必要があるかどうかということも、自分としては思っておるわけでございます。

その点については、すばらしい市長ですから、今後、力量を拝見ということなんですが、よろしく願います。

それから、立ち上がりの発起人は市長ということですので、私は今市長に回答をいただきました。助役さんの回答が云々とは決して言いませんけれども、やはりその辺のところ、少し行き違う面もあるし、市長から本来なら考えをお聞きしたいし、そしてまた、その次に役員ですね。役員は愛知県の高浜市も、兵庫県の篠山市におきましても 100%の出資ですので、設立当時はどちらも助役が社長になっているわけです。それはそれで私は意味があると思うんです。定着化すれば、今は両方とも、篠山の方は発足して間がないわけですが、高浜の場合はもう10年近くなりますので全部役員は民間人にかわって、一部まだ職員もいるんですけど、全部無報酬。社長以下監査までというのが現状なんですけど、瑞穂市のこの営利法人、株式会社はどのような考えを持ってみえるのか。

そして先ほど、篠田議員の話もございましたが、社長について外部からと。新聞に発表になっておりましたが、その件についても、先ほど言いましたように、先進地は云々言いませんが、どちらも助役が社長としてやられたということについての、その辺の考え方。経済性云々というなら、市長は特に会社経営をしておられたわけですので、さらに設立の発起人ですので、その辺のところは一般人よりもむしろ行政の方もわかっている助役さんなり市長のアドバイスができるということで、非常にその方がいいのではなからうかと思いますが、その点について市長のお考えをお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の御質問は2点かと思います。

まず一つは、今度設立する会社の責務というか、そういう意味で公共性と経済性をどう考えるかという、これの経営をどういう体制で考えていくかという御指摘かと思います。

まず、1番目の公共性、経済性の問題ですけれども、株式会社といえば当然どんな会社でも公共的な責任というものはあるわけですが、どうしても前面に出てきますのは、どちらかという要するに経済性というか利益追求ということになるわけですね。ところが、こうして自治体がやりますいろんな業務というのは、公共性というものが非常に大きな仕事の中でウエートを占めるわけですので、そのあたりに対する十分な自覚を持った法人格でないと、要するに業務を委託しにくいという問題があります。そういう意味で、市としてその経営についていろんな意見が言える状態の会社に仕事をさせていただきたいという思いで 100%株式を持って、システムとしては株式会社でやるという基本的な考え方を持っております。特に公共性の点で強調させていただきたいと思っておりますのは、こういう自治体の場合には、一番大変なことは個人情報極めて豊富に持つておるということでございまして、これをいかに守り切るかということ、これは大変なことでございます。それだけに、ただ経済性だけを追求して行ってそちらが留守になっては困りますので、そういう点を考えると、やはり仕事は株式会社の理念、考え方で運営はしていくけれども、基本的な理念としてはやはり自治体の仕事の仕方というものを持

ってほしいというのがこの思いでございます。

それから、役員のシステムの問題でございますけれども、今のお話の点で、要するに無報酬というお話ですけれども、これちょっと疑問に思ったのは、これは非常勤か常勤かという問題が一つあるんですね。現実の問題として、非常勤であれば私は無報酬でも十分耐えられると思えますけれども、要するに常勤をしていただいて無報酬でやれということは、現実の問題としては非常に難しいと思います。現実、施設管理公社の場合でも、管理公社の理事長は助役がやっておりますけど、無報酬でございます。だけど、専務理事ということで常勤しておられます事務局長については、十分ではありませんけれどもそれなりの報酬をお支払いさせていただいておるのが現実の姿でございます。そういう視点でとらえますと、やはりこの会社の運営について責任を持って指導していただく方には、それなりに何らかの報酬というものが私は必要だと思っております。

ただ、先ほどの篠田議員の御質問に対してもお答えいたしましたように、立ち上がりの段階で一気にどーんと大きな仕事をやるわけにはいきませんので、やはり会社がそれなりに体制を整えていくに従って事業量を徐々にふやしていくというパターンになるかと思えますと、立ち上がりの時点は、ちょっと役員をやっていただく方に報酬を支払うだけの経営余力というのはいないだろうと、こんなふうに思います。

それで、助役にやらせてはどうだというお話も一つの御提言だと、こんなふうに思いますが、私自身としまして、要するに会社設立するには早急にいろんな事務を進めなければなりませんので、そのあたりも十分に踏まえながら、そのあたりは検討していきたいと、このように思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君にちょっと申し上げます。

ここで報告申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） それで、先ほど市長に答弁いただきましたんですが、非常勤かどうかということで、この資料によりますと全部非常勤になっておりますので、一部資料によって事務局長だけは有償ということが書いてあったんですが、今改めてずっと見てみますと、発足当時はみんな無償ということで、ただ職員の何々部長さんという人がほとんど多かったやつがだんだん減ってくるという傾向のようです。監査役については、収入役さんが1人入られて市の監査委員というようなことで、事務局長はだれということは書いてないけれども有償というのが一部ありまして、それをすぐ無償になっているというのが両市ともですけど、それは市長がよく御存じだと思います。

時間もあまりありませんので、次へ移らせていただきます。

それで、私の考え方としては、窓口の場所にもよりますけれど、やはりむしろ傾向としてはいいことじゃございませんけれども、ベテランの職員が立った方がいろんな面で住民サービスができる。やはり市としてサービスというのは住民へのサービス、対応だと思いますので、場所によってはベテランの職員を立てていただいた方がいいように私は感じますので、今後いろいろと検討していただきたいと思えます。

それから、次の2点目に移らせていただきます。

多利町地内の一部土地整理についてでございます。

市長は、この土地の実態をよく御存じのこととありますが、土地の区割りも昔のままで、したがって道路幅も狭く、大変苦慮されているところでございます。

平成9年10月4日付で市長、当時の町長に、穂積3133-2、3134、3138等の関係者が連署をもって土地整理の要望がなされております。この土地については、土地整理を目的に昭和46年4月ごろに大部分の人が、その少しの人は63年2月までくらいに町に寄附をされているようでございます。市は、現在どのような取り組みで検討をされているか、お尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 質問の中の直接の質問事項でございませんでしたので、詳しい経緯についてはちょっと調べておりませんが、私の知っている程度でお答えをさせていただきたいと思いますけれども、この多利地内の一部の土地整理につきましては、関係者お1人様の売買によります所有権移転登記が未了の状態であるということだと思えます。原因につきましては、登記義務者側の3世代相続ということで、相続人のそのうちの1人が協力をしてもらえないということで登記が進んでいない状況だと理解をしておりますけれども、それ以後につきまして、鋭意、担当の方でやっておってくれますけれども、なかなかその協力が得られないということでございます。

今後も、まだ鋭意努力をしてやっていきたいと、一日でも早く片づくようにしていきたいと、かように考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） この土地については、今傍聴者の中にも数名見えると思うんですが、やはり市に移管して何とか道路をつくっていただきたい、袋路も一部ありますので道路をつけていただきたいという切なる願いでこの形があるわけですが、市長が町長に御就任のころ、別府にお住まいのベテランの議員さんと、ここに見える2人と、町長さんが就任のころにもう何とかしてもらいたいなあと、切実な願いをしておられるようでございますが、先ほど回答がございましたように、もういいかと思って調査していただいたら、今の青木公室長の言わ

れたことも存じ上げておりますが、大変なことでございます。

それで、私思うんですけれども、今、御承知のように地積調査といいまして、これは最近の新聞なんですけど、ことしの2月27日の岐阜新聞ですが、1面を使ってこういう宣伝をして、公共工事にも非常に、例えば道路拡幅のときでも全部今は筆ごとに民民、官民をやって面積を確定してから買い上げてもらうとか、そういうことになると思いますので、こういうふうに1面を通じて国の方、あるいは県も共同して宣伝をしているわけでございますし、御承知のようにこの経費については半分が国、4分の1が県、それから4分の1が市町村でございますけれども、その4分の1の市の負担分も80%が特別交付税算入ということで、財政指数にもよりまじょうが、大体5%くらいということで県の方も言うておられるようでございますので、こういう宣伝を国としてしているわけです。道路の拡幅にしても自分で100%出して市でやらなんですね。これがやれば5%で済む、あるいは6%で済むということが多いと思います。

岐阜県内をちょっと県の方でもらってきましたけれども、幸い、巣南地区では13年から計画を立てられ14年から実施をされておるわけですが、平成16年の4月1日でたしか進行率が、瑞穂市全体で2.2%実施をされて整った土地になったということでございます。そういう点で、先ほど言いました国土交通省、あるいは岐阜県地域民生部土地対策室がこうして宣伝をしておるわけでございますので、これに乗っていただいて、ぜひこのわからない非常に複雑な、先ほど言いました多利の地域へその順位を入れて、早急にその一筆ごとの調査をしていただいて、そして今青木室長が言われましたように、そういうことについては鋭意今努力しておみえになるようでございますので、地権者の方もぜひ何とかやりたいという機運もあるようですので、早急にその周囲の地権者を集めていただいて、こんないい方法があるからお互いにやろうじゃないかということで指導をしていただきたいと思います。そうすれば、ほかの方でも進めればそういう不満もなくなり、またいろんな公共事業が地積事業をやることによって、先ほど言いましたように調査費用が安いということで、これは一石二鳥、三鳥になると思いますので、計画をいつごろ入れていただけるかについてお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 大体地積調査のメリットにつきましては、私が言うまでもございませんが、言われたとおりでございます。

しかし現在、大月の場合、土地改良等が終わりましてほとんど農地なんですね。瑞穂市の場合ですと、特に前から話がございました多利町ですけれども、半分以上宅地になっておりました、以前にも議会の方で御質問がございましてお答えしたのは、住民の皆様がすべてとは言いませんけれども、御同意ができればできますよということで、今年度、基準点を旧穂積地内に打ちまして、大体いつでもできる状況にはございますが、それにはやっぱり道路改良と同じように地権者の合意がないと、これは行政が入る余地がない。これは瑞穂市全体のことなんです

けれども、非常にその多利地内は特に地図と現状が混乱しておりまして、そういうものを理解しないと私としては入れない状態であると。それは我々が行くんじゃなしに、やはり地元の方からこういうところについてこういう支障があるということをお承知の上、行政に話をかけていただければ、行政もじゃあそこに入っていくと。双方がそういう形で進めないと、この事業は非常に難しいかなあと思っております。

そういうことで、私の方としては体制は整っておりますので、ただやるまでには準備が大体合意形成とかいろんな説明会もございまして、ほぼ1年ちょっとかかるわけですね。ということも踏まえて、そういう機会を与えてくだされば進めていけると思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今、答弁をいただきましたが、この今の新聞でもですが、今落としましたので、岐阜県の瑞穂市長がやっぱり自分たちで進めていきたいということで投げかけをしてみえるわけですね。下から上げてくるんじゃなくして、やっぱり行政サービスですから、何よりも市民のサービスは温かくやるということですから、やはり一堂に今言った地権者と周囲だけでも集めていただいて、県の方で聞きました、あるいは瑞穂市は瑞穂市の方針があるんですけど、最悪の場合、小さくてもどうしてもしようがないだろうということも承っておりますので、その点は水野部長はベテランですので私がとやかく言うこともございませんけれども、瑞浪市長はこうして取り組んでおられるようでございますので、ぜひそのこともお願いしたいともいます。よろしく申し上げます。

それから最後ですが、JR穂積駅の周辺整備についてお伺いをいたします。

周辺整備においては相当の予算を投じてやられて改良をされており、やはり駐輪場だとか駐車場だとかということで利便性は一部図られておりますし、この間もマンボ北の道路についても一部完成をして、来年度、糸貫川堤へ上がるということになっておるようでございますが、さらにことし3月31日付で名鉄揖斐線が悲しいかな廃止をされる予定であり、さらに県道北方・多度線が本年4月開通予定ということで、市長も時々言われるんですが、JR穂積駅の利用者が増加し、朝夕は本当に通勤の自動車、通勤の送迎の自動車等で大変混雑しますし、先ほどの青木室長の話でありませんが、バス路線の発着も非常に多くなっております。

そこで、瑞穂市の中で駅周辺をどう位置づけるか。また、それに伴い、まちづくりをどのように考えておられるのか、市長のお考えについてお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 現在の穂積駅の乗降者数は、1日約1万6,000人とのことでございます。御承知のとおりこの3月31日には名鉄揖斐線の廃止、また主要地方道北方・多度線につきましては、本年の7月初めに開通予定とお聞きしております。このような状況の中で、

瑞穂市の南部・北部からの本駅の利用客もさらに増加すると考えております。

そこで、駅周辺整備計画のどこにポイントを絞るかが今後必要になるかと思えます。従来は、駅前再開発事業は商業を中心に進めてこられました。御承知のとおり瑞穂市周辺には郊外型の大規模店舗の進出、名古屋駅の利便性、また駅利用者及び商圈を考慮しましたとき、再開発、本手法は大変厳しいと考えております。

当面は揖斐、本巣、安八の公共交通の中心的役割を果たすべく、また周辺住民への配慮と駅の利便性のアップを重点的に検討する必要があると考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 時間もございませんので、簡単にあれなんです。それと駅周辺の総合的な整備計画、いわゆる青写真ということについては市長さんが腹案があるかと思えますので、やはりそういうことをやっていただかないと、この前、例の市長の土地の件について、どっか近くでいいところがあったら紹介してくれと言われたかに記憶しておりますが、そういうことをやられる場合でも、そういう計画がないと後々いろんな面で、過去の例から言いますとふくあいができたりする可能性がございますので、やはり青写真だけは、こういうふうにしたいたんだということで、地域住民、あるいはみんなに一応徹底をしていただくことによって、少しずつでも家の改築をされるとか、そんなときでもそういう指導ができると思えますので、大変であろうけれども、そういう計画についてぜひ青写真をつくっていただきたいと思えますので、市長のお考えについてお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 駅周辺整備について、青写真をかけというお話、わかるんですけども、幾らでも青写真はかけるんですけども、問題はやはり今の多利の問題と同じようなことで、地権者の方々の同意がないことには事業は全然進まないというのが、正直申し上げて実情でございます。ですから、そのあたりをむしろ私どもとしては、青写真をかく前に、どれだけどういうふうにして御協力がいただけるかということ把握する必要があるだろうと思えますし、もう1点は、どの程度のスケールでやるかということも考えておかないといけないと、こんなふうに思います。

といいますのは、再開発というのは非常に膨大な資金が要るわけでございまして、自治体がいつも指摘されております費用対効果といいますか、効率性という点になりますと非常に大きな荷物をしょうことになります。

そういう点で、私としましては、やはり実態を踏まえた形で、漠然としたスタンスで一つの方向づけを考えながら一歩ずつ積み重ねていくより方法がないんじゃないだろうかと、こんなふうなふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今、市長からお聞きしたんですが、議会の方も交通関係、駅周辺を含めているんな特別委員会が今年の12月議会でできまして、いろいろ検討されておるようでございますので、地元から云々というよりも青写真をある程度想定をしていただいて、例えばどこか大きいところがあるから直すだとか、そんなことを含めて、議会としても一生懸命取り組んでおりますので、ぜひ行政としても行政の方である程度並行してやっていただかないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう時間があまりありませんので、駅南公民館は老朽化をして、現在あまり利用されていないんじゃないかなろうかと想定するわけでございますが、駅及び駅周辺利用者の利便性を高めるために、どのようにされる予定なのか。あそこを利用すれば、活用すれば、送迎だとか、バスの一部をあそこで発着をすとかいうこと等で、非常に私は途中の道路も円滑にいくし、そういう点がぜひ検討していただきたいと思いますが、市長のお考えについてお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この件も、先ほど申し上げましたように、やはり地権者の御理解がないと動きがとれないということでございます。それ以上の答弁は、ちょっと個人的な問題が絡んでまいりますのでお許しいただきたいと思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） はい、ありがとうございました。

地権者について、いろいろ難しい問題が、ずっと前からのいろんなあれがあるかに聞いておりますが、ここで申し上げることもいろいろありますので、しかしながら、現在のいわゆる執行部といいますが、その形でできるだけ交渉をしていただくと。第三者が入ってもなかなかやはり難しいので、市長がとは決して言っていませんけれども、御担当の方で部長なり担当課長を連れていっていただいて、前向きに話をすればそんなことはないだろうと私は憶測しておりますけど、ただ、それ以上言うといろいろあるんですが、もとの昔の図面を持っていて、ここがこうなっているからこうじゃないかと、僕の方が正しいという意見も一部聞いたことが過去にはありましたので、その辺のところは非常に問題があると思っておりますので、ぜひ早急をお願いをしたいと思います。

市長は今、それ以上は言えませんということですが、担当部長としてはどんなような意向なのか、市長のあれを継いでもう少しこれをやった方がいいんじゃないか、意見がございましたらお聞かせください。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私ども職員、入れかわり立ちかわり非常に苦労してお願い申し上げているわけでございますけれども、これからもできるだけ粘っていきたく、かように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） やはり話のできる人もあると思ひますので、そういうものも行政から見ても活用していただき、ぜひ前向きに取り組んでいただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により、10分休憩をいたします。

休憩 午後5時09分

再開 午後5時20分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 小寺 徹君の発言を許します。

小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 日本共産党の小寺です。

3点にわたって一般質問を行います。

まず第1点目は、ワイティ建設の産業廃棄物の野積み問題でございます。

この問題は、本田地内に産業廃棄物を適正以上に野積みをしたままにしておるということで、県は改善命令を出しました。しかし、それがなかなか撤去されないということで、刑事告発されておるのが今の実態であります。さらに、この土地が今競売に出されておりまして、その競売の買い手もついたということで、今撤去がされておるようでございますが、そういう時点で一般質問を出したときと状況が違いますので、質問の項目も事前に通告した内容と変わってきますので、ちょっと御承知おきを願ひたいと思ひます。

それで、現在この土地が競売に出されて、買い手がついて買われたということについて御存じかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの御質問で、競売の関係の土地がどうかということでございますが、私どもも土地については競売に付され、落札されたと聞いております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） そういう時点で、この産業廃棄物を原状に回復するための責任は、ワイティ建設から買われた方に回復する責務が移るのかどうか、その辺はどうか、お尋ねをした

いと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） まずごみの関係でございますが、廃棄物はワイティ建設の責任において撤去されるよう県と協力して強く指導をしていきますが、ただ所有者がかかったということでございますので、新しい所有者がこのごみをどうされるかという動きを見守っていきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひ早く原状回復させるように、県の不適正処理対策室が主にやると思いますが、そこと連携して市もぜひひとつ取り組んでほしいと思います。

その場合に、あのごみの山をよそへ移すだけではいかんわけですから、要するに分別して最終処分までするというをしっかり監視していかないと問題がよその土地へ移るだけということになりますので、その辺をぜひひとつ県と協力して、どこの業者がどこへ持っていくというようになっておるのかということ、監視と追及をぜひ今後県と一緒にしていってほしいということを要望しておきます。

それで、今回こういう事態が発生した状況を反省し、今後二度と起こらないようにしていくためにどうしていくかということ、私たちは一つの教訓としていかなければならないと思うわけでありまして。産業廃棄物の現在の法令上では、監視をするのは県の権限になっておりますが、一番よくその状況を把握できるのは地元の市でございます。そういう点では、市もそういう条例をつくってそういう事態が発生したときに監視をしていくと、不適正にオーバーしたような量になったらそれをしっかりとめる権限を持つとか、そういうことをやれるような方向に検討していく必要があるんじゃないかと私は考えておりますが、市長はこの辺どう考えてみえるか、市長の考えをお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） こんな事件はもう結構でございますので、再発は極力しないように努力しなければいけないと思います。

そういう意味で、私は、市としてはそういう動きというか情報を早くとること、そしてそれを県に持っていきまして、密接な連携のもとに敏速な対応をするということが大事じゃないかと、こんなふうに思います。そういう意味で、実務面でそういう点に対して十分に配慮しながら日常の業務を行うように指導していきたいと、このように思います。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それともう一つ、この件について、市の職員がかかわっているような

疑惑が出ておりますので、市の職員に対してもこのような事件にかかわることをしないようにということで、ぜひひとつ市長の方から市の職員に対する注意といいますか、教育をしてほしいということも要望をしていきたいと思っております。

それでは、質問の2点目に移りたいと思っております。

給食センターの統合問題についてでございます。

給食センターの統合問題は、旧穂積町の給食センターが非常に耐用年数が来て不衛生で、建てかえの時期に来ておると。この時期に、巢南町の給食センターも含めて統合した給食センターを建てたいというところから出てきております。

私は、なぜ給食センターを統合するかということについてお尋ねしたいと思っております。

というのは、まだ巢南町の給食センターは建てて10数年、12年くらいだと聞いておりますけれども、使用できる耐用年数であります。そういう点では、これを使っていくことが必要でないかということをおもっております。さらにもう一つは、統合すると1日に約6,000食以上の大量の給食をつくるということになり、これは本当に安全でおいしい給食ができるかという点があるわけでございます。

私の考えでは、本来給食というのは自校方式で、各校に給食センターがあって、隣の給食室で給食のおばさんが料理をしておると。そのにおいをかぎながら、きょうの昼の給食はなんだろうなあということで給食を楽しみにする、そういうような方向が一番いいと思うんですけれども、今それはちょっと今難しいんですが、そういう点では私は今の巢南の給食センターも生かし、さらに耐用年数が来ておるのなら旧穂積町の給食センターも建てかえるということも考えられるんですが、そういう方向にならずになぜすぐ統合という方向に行ったのか、その辺の考え方はどうなのか、お尋ねしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 1点目、なぜ統合かということでございますけれども、現在、御承知のように本市には二つの共同調理場がございます。穂積の共同調理場につきましては昭和49年に建設されたもので、既に30年経過して老朽化が著しいという状況でございます。また、ここは調理場の方式がウエット方式、すなわち床がぬれた状態という方式でございます。今はドライ方式への切りかえが求められている状況でございます。また、巢南の共同調理場の方は平成6年に建設されたもので、築11年でございますけれども、中の厨房設備の耐用年数、そういったことで大規模な入れかえが必要な時期になってきているといった状況でございます。

こういった状況にあって、今二つの施設にそれぞれ設備投資をして維持管理していくということよりも、統合して一つにしていった方がより合理的であると、そういう思いをしております。

御指摘にありました、おっしゃるように6,000食強、両方合わせると、現在は4,400、そし

て 1,700 くらいの食数でございます。6,000 食を超えますが、実は先般も視察に行ってきたんですが、そこにおきましては 9,000 食。この県内外にも 6,000 食を超える給食調理場というのはたくさんございます。そういった面からも、十分一つでやっていけると、そんな判断、思いをしておるところでございます。

〔11 番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11 番（小寺 徹君） これ、給食問題を考える場合に、合理性とか経済面だけではいけなくて、子供の視線に立って考える必要があるんじゃないかと思うんですね。どうしても大量につくるといふことになれば既製の食材が多くなり、既製の食材でざっとつくるといふことになっていくと思うんですね。2,000 と 4,000 ですから、そう変わらないといふこともあるかもしれませんが、なるべく小規模でやっていった方が、本当に子供の身になった食材を検討し調理ができるということが、私は言えると思うんですね。そういう点では、もっとこういう子供のおいしい安全な食をどうつくっていくかという視点を、ぜひひとつ忘れないようにして検討して行ってほしいと思うわけでありませう。

それで、もし統合して、巢南庁舎が残るわけですね。まだ建てて新しいと。この給食センターが非常にむだになってしまうことの方がまだ非合理じゃないかというふうになるわけですね。この辺の後の活用はどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 一つ目でございますが、通告書にあります安全であるいはおいしく、それから学校給食法第 1 条、第 2 条の目的が達成されるかという御指摘の中身として、今質問の中身を受けとめさせていただいたんですが、統合をした場合でも県費負担教職員の学校栄養士の配当というものがございます。ですから、現在と同じように献立に関する事、あるいは食材に関する事、これ等にかかわりましては、その学校栄養職員が当然その中核になってやってまいります。現在も二つの調理場でございますけれども、実は統一メニュー、献立が両方とも同じもの、それから食材の入手等につきましても統一してやっております。ですから、今は二つに分かれているものを今度は一つにしていくという形になりますので、現在と同じ状態で、一つに統合しても実施ができると、そういうふうに思っております。

それから、統合すれば当然巢南共同調理場をどうするかという問題が出てまいります。これは単に学校給食、すなわち教育関係のみならず、市全体といいますが、市長部局とのかかわりも視野に入れながら有効活用について検討していきたいというふうに考えております。

〔11 番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11 番（小寺 徹君） あとの給食センターについてはこれから検討ということで、まだ具体

的に決まっていないということなわけですね。もし統合してあそこがあいた場合、特産物を加工してつくるとかいうようなことをしたいと市民の皆さんから要望があった場合、ぜひそこを使うとか、食生活の改善の運動をやっていく中で、そこで調理の講習なんかを常時やっていきたいというようなことも出てくるかもしれませんね。そういうような食に対する住民の皆さんの改善の要望等が出てきた場合については、ぜひ大いに活用することも検討してほしいと思います。これは要望していききたいと思います。

統合問題で次に移りたいんですが、給食センターの運営のあり方についてでございます。

市長は所信表明で、給食センターの統合を検討していると。その運営の形式については、公設・公営か公設・民営かPFIかということ、さらにそれにつけ加えて、高齢者への配食サービスを加えることができるかどうかとも検討し、結論を出していきたいということを述べられております。

そういう中で、16年度の予算編成の中で、給食センターの基本計画策定の委託料というのが予算に組まれておって、今執行されておるわけですが、この計画の作成委託は何の項目で委託されてどのような、報告のポイントがあったらお知らせ願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今お話しのように、運営の仕方といいますが、どういう形で、新しい統合した形ならば給食調理場をつくっていくかということでございますけど、市長さんからも説明がありましたように、三つの方法があるというふうに思っております。

一つは公設・公営、それからもう一つは、民間へ全面的に委託する。一つの方法としてPFIというものがあるわけでございますけれど、このPFI事業といえますのは、民間の建設会社、厨房メーカー、食品調理会社、あるいは運送会社、そういったものが一つの企業体をつくって、そこで給食センターの建設、調理運営、配送、維持管理を委託し、市はその企業体と長期の契約を結んで毎年委託料を支払っていくと、そういった方式でございます。3番目は、ちょうどその中間といいますが、1と2の中間といいますが、ある部分は外部に委託し、ある部分はこちらが意図的に管理運営していくといったものでございます。

このことにつきましては、既にこの16年度から調査にかかっております。既に調査も進めてきております。基本的に教育委員会が思っている思いとしては、できたら18年度、あるいは19年度に統合していきたい。そのために17年度中にある基本的な計画案まで何とかたどり着けないかと、そういった立場でその部分の予算計上をさせていただくということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今のこの学校給食統合の中での運営方法というのは、今の流れを見て

おりますと民営化の方向を追求したいということで、その流れの中で、一つは16年度にPFIでやることができるかどうか研究委託をしておると。さらに2点目は、公設・民営という方向を追求するには、先ほどから論議されております、株式会社を設立し、その定款の中に給食センターの調理と給食の配送もできるように窓口を開いて、それに適用させる方法があるかということで、既にその方向も窓口を開けつつあるという状況の中で、要するにどう選択していくかという方向が今出てきておるわけでございます。

そういう点で、この学校給食の民営化というのが、そもそも学校給食法からいっていいのかどうかということについてお尋ねしたいと思うんですけども、ここに学校給食法というのがあります。その法律の目的に、こういうことを書いております。「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることを目的とする」ということですね。さらに、目標としては、2条で書いてありますが、「一つに、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。二つに、学校生活を豊かにし、明るい社会性を養うこと。三つに、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。四つに、食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと」という非常に立派な目的と目標を持った法律なわけでありまして。

それを民間に委託料を払って全部お預けするとか、建物を建てて中は民間の人に委託するということとは全然相合わん内容だと私は理解をしておるんですが、この辺の法律と、今民営化の方向も一つの視野に入れてみえるという点では相矛盾しないかどうか、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 最終的に、これからまさに検討していく段階でございますけれど、PFI方式に係りましては、全国的に見ると、島根県のある村、それから新潟県のある市、千葉県のある市と、こんなところで実施が実際されております。また、情報によりますと、本県の可児市においては、このPFI方式で実施するという方向性を一応確定をしたと、そういう情報を得ております。

学校給食法第1条、第2条とのかかわりでございますが、ここに書いてある中身は、一つは子供たちに、いってみればこれから成長していくための適切な食、給食を提供するということと同時に、今度は子供たちに培いたい、そういった食生活に関する、いってみれば教育的な側面、この両面を言っているかということをお尋ねします。

それで、実際に食をつくっていただくのは、まさに給食調理員さん方の仕事、そして子供たちにそういった食に関する教育を考えていくのは、まさに先ほど申し上げました学校栄養職員であり、そして学校栄養職員と常に連携する学校の職員、すなわち給食の主任というのがございます。これが今度は学校のさまざまな教育活動の中で、まさにこの目的にある中身を実際に

やっていく。そういった連携。そういった点では、学校栄養職員という存在がきちっと位置づくわけでございますので、その面ではこの法律とのかかわりは、これを実施していけるというふうにとらえております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 私は、子供を持つ父母の願いは、要するに瑞穂市に住んでいる人なら瑞穂市が責任を持って給食をつくって子供に提供してほしいと。そういう中でこういう教育的な目標を達成し、食についてのしっかりした知識と体力も養っていくと。さらにこれは国民のことも言っておるんですね。国民の食生活の改善ということをおっしゃいますから、そういう中で給食の内容を家庭で話し合いながら、みずからの家庭の食も改善をしていくという役割もあると思うんですね。そういう点では、私は直営でやっていくということをおっしゃるので、そういう意見もあるということをお伺いの上で、今後の検討をしてほしいと思います。

それで、今年度中にずうっと結論を出すということで所信表明をされてみえるんですが、その結論を出すプロセスが大事だと思うんですね。今まで、市長のずうっと合併してからの状況を聞いておられますと、皆さんの御意見は十分深めたいということで、言葉では言われるんですけども、そのプロセスが見えずに、最後は、物はどーんと上から決まってしまうというのが今までの感じですね、私の実感なんです。

そういう点では、先ほど篠田議員が本田のコミュニティーセンターをつくる时候にもおっしゃったんですが、市民がどう参加をするかということが大切だと思うんです。そういう点では、この給食センターをつくる时候に、市民の意見もどう聞いて態度を決めていくのかということについて、そのプロセスはどうなっておるのか、どう考えてみえるのかをお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） まず1点目でございますけど、私、PFIをあたかもこれがいいですよというような言い方に受け取られたかもしれないですが、PFIであっても、そういった御指摘に対してはお答えができますよということをおっしゃったのであって、PFIが一番いいという意味で言ったわけではございません。まさに、公設・公営がいいのか、PFI方式がいいのか、またその中間的なあり方がいいのか、これは先ほど来のいわゆる教育的な側面と、それから経費的な側面、その両面からやはり考えていかなくてはならないだろうと思っております。公設・公営の場合にしてもPFIにしても、それでは初期投資から20年間くらいのランニングコストまで見たときに、実際にどちらが有利なのか、非常に難しい中身になってまいります。起債をどういう形で持つかという方式によっても、実は金額が随分変わってまいりますので、そう

いった側面も踏まえながら検討していきたいということでございます。

それから、プロセスのことを御指摘でございますけど、やはり案をつくるというのは行政の責任だろうということを思っております。案もなしにどうしたらいいですかと皆さんに問いかけるといことは、やっぱり行政ではないだろうと思うんです。そういった点で、教育委員会なら教育委員会、もちろんこれは当然市長部局ともかかわってまいりますので、いろんな協議もしながら、その過程においては多くの方々の御意見をお聞きしていくという立場で踏まえていきたいというふうに考えております。しかし、案をまとめ上げるのは私たち行政のまず仕事だろうというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 案をまとめるのは執行部だと思うんですね。行政の責任だということ、それは私も承知しております。

しかし、案をつくってそれを相談をする段階では、その案の根拠になった資料、三つの方法があれば三つの方法のメリット・デメリットの資料を公開し、市民に説いていくということが必要なわけですね。こういう方法もあるけれども、執行部はこう選択したけれども三つの方法があると。メリット・デメリットを検討したけれども、これを結果的には選んだという、その選んだということを市民に情報を公開するというのがまず第1ですね。

さらに、それがいいかどうかということは、もう一遍市民に問う必要があるんじゃないですか。その市民に問うときには、その一つの給食センターをつくるための建設委員会というものをつくって、そこでさらに練り上げていくと、反対もあればいろいろ練り上げていくということですね。賛成もあれば、わからん人もおるし、そういうことをどんどん論議し勉強し、練り上げていくということが必要だと私は思うんです。

そういうことで、一つの提案としては、給食センター建設に対する委員会がいいかその名前はちょっとわかりませんが、そういうような検討をする市民も含めた委員会をつくる用意はあるのかどうか。その委員は学校関係者も入っていただきますけれども、市民に公募をして、何名かの枠をとって参加していただくと、そういう市民参加の方向で決めていくというような方向もつくってほしいということを提案をいたしたいと思いますが、どのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 市民の方々の思いを生かしていくということは基本的に非常に大切なことだということを思っておりますが、今現在、教育委員会の方で考えておりますのは、そのための特別の委員会を設置するということは考えておりません。

御承知のように、この給食に係りましては給食運営協議会というものがございまして、いろ

んな方々にその中に入っておっていただくわけでございます。ですから、そこにはしっかりといろいろ御意見を聞きたい。もちろんPTA団体もでございますので、そういった方々からどういう形でいろいろの御意見をいただくかということはこれから検討してまいります、特別の委員会をこのためにつくるという立場では考えていないわけでございます。

それから、もちろん多くの方々の御意見を聞いて、それを生かしながらということは基本的に踏まえていきたいわけですが、いわゆる議員さん方といいますか、この議会がまさに選ばれた人たちの会でございます。ですから、そういった案に対してまさに今度は予算が伴いますので、そこで御審議をいただく。それがまさに市民の方々の最終的な思いの反映であると、そんなように私はとらえております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 給食運営委員会等があるもので、そういうところで検討をして一定の方向を満たしていきたい。それが一つの市民の意見を聞く場だということですが、私も巢南町時代に給食運営委員会に入ってやってあったことがあるんですけども、PTAの役員さんとか学校の校長先生とかが入って、議員も1人ぐらい入ってやっておるんですけども、あの規模の運営委員会では、なかなかこの対応ができる状況ではないと思うんです。そういう点では、PTAの役員さんも必要ですけども、役員さんは任期が終わったらぐるぐる変わってしまいますわね、1年ぽっきりですから。そういう点では、ちょっと専門的な知識のある方と継続してやれる方、さらに市民の代表ということで検討していく必要があるんじゃないかということを申し上げます。

なぜそういうことをやらないかかといいますと、巢南町の給食センターを建設するときに、民営化でやりたいという執行部の提案があって、それが、お母さん方が本当に安心して子供たちの給食ができるかということで大問題になり、民間はいかんと、市の直営でやってほしいという大きな運動が起こったわけですね。その中で英断をされて直営という方向になったという経過もありますから、この問題を民営化という方向でもし執行部が出されれば、巢南町の町民の皆さんは敏感に反応して大きな運動が起こるとということも、教育長、ひとつぜひ腹に受けて決めてもらわないと、安易によそがああだこうだということで判断されると大きな過ちが起こるということを警告していきたいと思えます。

次の質問に移ります。3点目であります。憲法の問題について質問したいと思います。

今、憲法の問題が国会でも論議されております。憲法99条でいえば、国務大臣や国会議員、また公務員は憲法を擁護し、守る責務があるということを規定しておるんですけども、それがどっかへ行ってしまって、憲法を変えよという質問をされると、それに応じて変える必要があるというようなことでちょうちょうはっしをやられておるといのが今の国会の状況でござ

いますけれども、私は今の憲法を変えよという国会論議の声の中で、そのねらいは、憲法を変えて日本が戦争をやる道へ行く窓口を開きたいというのが一番のねらいだと思っておるんです、私は。そういう点で非常に危険で、日本の国の行方を左右する大きな問題やと思っておるんです。

そういう中で、市長も公務員ですから、憲法を尊重し、擁護するという責務を果たされる立場でおられるのかどうか、市長の所信をお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 行政事務というか、仕事をしていく上におきましては、憲法を守っていくというのは当然でございます。

ただ、今の憲法を改正するかせんかという議論と、今の憲法を守ってきちっと事務をやるかどうかということは、ちょっととらえる時点が違うのではないだろうかとは私は認識しております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） もう1点、憲法の責務の中で、瑞穂市の職員の採用されたときの宣誓の中に、憲法擁護ということをお誓しておられますね。これ、宣誓書があるんですが、「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつこれを擁護することをかたく誓います」と。さらに次は「私は、地方自治法の趣旨を大切にするとともに、公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います」ということで、後の方も大事ですし、前も大事だと思うんですね。そういう点で、職員についても憲法を尊重し、擁護するという立場に立って宣誓をしておるわけでありまして。

今後、憲法に対する態度が国民的に問われる。国民投票法案も国会でどうのということ、憲法改正していいかどうかということをお国民投票もなるということになると、いい悪いといういろんな論議がされるわけですね。そういう点では、職員もそこに参加をするという状況になるときに、職員がそういう責務とともに憲法を守るという運動に参加をした場合に、不利益なことをするということがいけないと思うんですが、そういうことはしないということで市長はおられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 先ほども申し上げましたように、憲法を守って執務を行うというのは当然でございますので、そういう意味におきましては、要するに職員にきちっとやるように指示をします。

ただし、憲法を護憲でいくのか改憲でいくのかという議論の中に職員が入り込むというのは、

決していいことではないと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） この宣誓の立場からいっても、また公務員でも思想・信条の自由ということがあるわけですね。そういう点で、政治活動の自由がありますね。選挙活動に対しては一応制約がありますけれども、そういう点で、政治的な思想・信条の自由という立場から、私は憲法を守るということでそういう運動に参加をするということがあってもいいと思うんですね。

そういう憲法を守るという運動に参加したら、要するにどうのこうのということで市長が職員に対して干渉したり、おかしいんじゃないかということには言わないということを私は言っておるんですけど、そういうことを言われるかどうかということですよ。どうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 先ほどもお答え申し上げましたように、そういう運動に参加することは不適切であるというふうに判断しております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それでは、市長は職員の思想・信条の自由を守らないということであり、非常に大きな問題であると思います。

ここでそう論議しておってもいけませんので、そういう市長の認識であるということとはわかりましたので、これは本当にいいかどうかということは、私は問題があるということを思います。

それで、私は今の憲法は国民が主権者であるということ、さらにはあの苦い戦争を教訓として、日本の平和を守るためには戦争を放棄するということを誓ったということ。それから、基本的な人権を守るということを確認したということ。さらには、今のこの議会のように、地方自治を確認したという大変重要な憲法であるということをおもっております。この憲法を守っていくという立場で私は頑張っていく決意をしておるところであるということをお表明して、質問を終わります。以上です。

議長（土屋勝義君） 以上で、本日予定をしておりました一般質問は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会いたします。長時間御苦労さまでした。

散会 午後6時04分

